

附 錄 目 次

- 一、請求書を御提出になる加入者各位へ……………附録 一頁
- 二、各種請求書式……………附録 三頁
- 三、電話の區域……………附録一五頁
 - イ、東京の電話に加入することの出来る區域
 - ロ、東京で呼出請求の出来る區域
 - ハ、東京から通話の出来る區域と料金
- 四、加入区域内通話取扱局一覽……………附録二三四頁
- 五、加入区域内公衆電話設置場所一覽……………附録二四頁
- 六、電話に關する參考規定類……………附録二九頁
 - イ、電信法 拔 萃
 - ロ、電話 規 則
 - ハ、電話規則中一部改正ノ件
 - ニ、電話加入申込制限ノ件
 - ホ、電話特別開通規則
 - ヘ、電話通話規則
 - ト、電話火災報知ノ件
 - チ、市内専用電話規則
 - リ、岸壁又ハ棧橋ニ繫留スル船舶ト陸上トノ間ノ電話連絡ニ關スル件
 - ヌ、町村役場ト電話官署トヲ連絡スル電話ニ關スル件
- 七、電話託送電報發受心得……………附録五〇頁

一、請求書を御提出になる 加入者各位へ

請求書の用紙

名義変更請求書設置場所変更請

求書用紙其の他請求書式目次中※印の分は便宜當局で印刷した用紙を差上げます、其の他の用紙は當局には用意してありませぬから所定の書式(本簿掲載)に依て御認めの上加入課へ御提出下さい、用紙は半紙判の物を御使用下さる様願ひます、用紙は可成一件一枚とし三加入の名義変更には三枚、四加入の設置場所変更には四枚の請求書と云ふ工合に御出し下さる。

名義変更と同時に機械設置場所の変更を要する場合は、名義変更と場所変更の請求書を各別に御出し下さる。

設置場所変更請求は少し早目に

請求書が出

ても夫々準備がある事で直に工事には著手は出来ません、殊に特別加入区域は接續料を調査し其の納付を俟つて工事をする事になりますし、加入区域外への移轉は逓信局長の許可を要する次第ですから開通するまでには相當日子を要します。

普通加入区域内でも十日間位はかゝるのですが移轉請求をなさる方は豫め其日数を見込んで請求書を御提出下さい。さもないと引越し丈けはしたが電話機は移轉出来ぬと云ふ不便な事になります。

請求書の記載方

字畫は正しく書いて下さい殊

に加入者の氏名は正確に戸籍簿と相違ない文字を使用し振假名を付けて下さい、さもないと後日名義変更又は名義繼承の場合、容易に手續が出来ない場合を生ずることがありお互に迷惑する事があります。

機械設置場所が他人所有の家屋の場合は、家屋所有者の承諾書を、他人の處に機械を設置する場合はあれば何某方の文字を洩らさぬ様に願ひます。

印鑑と印鑑證明

加入名義変更の場合は必ず新

名義人の印鑑證明書を、又印章を持つて窓口に御出にならない場合は印鑑紙が必要です。改印届の場合も同様です、舊名義人も印鑑證明書を必要とする場合がありますから(震災後名義変更をした

加入者は要りません)可成添付される方がよろしいです、新名義人の印鑑紙は當局原簿整理上必要なのでから加入電話の箇數丈け(改印届の場合も同じです)御提出下さい。
各種請求書に御使用の印章は必ず豫て届出であるものを鮮明に押して下さい。

加入申込と名義変更

加入申込及名義変更の場

合は前項掲載の通り新名義人の印鑑證明書が必要で、法人の場合は更に代表者の資格證明書が必要で、加入申込又は名義変更のときは曖昧な加入名義で申込み又は名義変更をする時後日色々の問題で思はぬ迷惑を受ける事があります。

有料掲載請求と未納料金に注意

名義変更の

場合、新名義人は舊名義人の権利義務一切を繼承するものですから、自然舊名義人の納付すべき電話料金をも引受ける事になるので、名義変更をした電話に滞納料金のある場合は、夫れも引受けなければなりませんから、名義変更請求の際は、滞納又は納付を要する料金がいくら位あるかと云ふ事も、考慮の中に入れて置いて戴かねばなりません。

他人名義又は重複掲載請求のある電話の名義変更の場合、其掲載請求を取消さぬ限りは次期の番號簿に掲載せられますから、有料掲載請求の有無を名義変更の際、舊名義人其の他に就きよく御確認の上 unnecessary のものは取消請求を洩さぬ様御注意下さい、取消請求がないと必要のない番號簿掲載に對し料金丈けは納付しなければならぬ様な事になります。

設備廢止掲載請求取消等

加入取消、増設機

械の撤去、長距離廢止、卓上機を普通機に變更、官廳用又は私設電話の接續廢止等の場合は六月、九月、十二月、三月の末日から十五日前に、其の撤廢請求書を差出さぬと事實機械はなくとも、次期の料金を徴收されます。

番號簿の他人名義、重複掲載を取消するには三月十六日までに其の請求書を出さぬと次年度分の料金を徴收されます。

番地訂正、肩書追加届

區劃整理の進行に伴

て今後町名番地の變更等が澤山ある事と存じますが其の場合は速かに式に依り御届下さい。

改氏名、改印、住所變更届

氏名又は印章を改

められたとき、或は住所（機械設置場所ではありません）を變更されたときは速かに所定の式により御届け下さい。

高額切手使用

料金納付に使用する郵便切手は可成壹圓、五圓、拾圓等の高額切手を御使用下さい、當局窓口で賣捌いて居りますから請求書御提出の際御購入になれば態々市中等で購入の手續をなさるには及びません、尙其の切手に割印などすると無効ですから御注意下さい、又電話料金に使用するのは「郵便切手」で「収入印紙」ではありません。

手續不明の場合

請求書の書き方や、其の他の手續不明のときは一般執務時間中なれば、御遠慮なく當局加入課（電話九ノ内23〇四二⑨麴町區大手町所在市電九ノ内一丁目省線東京驛下車）に御問合せ下さい。

請求種類別所要書式一覽

各種請求書式は別欄に示してありますが、請求の種類に依て提出を要する書類の大體を示すと次の様なものであります、△印の書式は提出を要する場合と要しない場合とありますから夫れは各書式の注意事項を御覽下さい。

請求種類の大別	同上細別	提出を要する書式番號
加入申込	(イ) 單獨加入の申込をするとき (ロ) 共同線加入の申込をするとき (ハ) 連接加入の申込をするとき	一、△四 一、二、△四、△五 一、三、△四
名義變更	(イ) 普通の場合（譲渡の如き） (ロ) 死亡の場合	九、△四 一〇
加入種類變更	(イ) 單獨加入を共同線加入に (ロ) 共同線加入を單獨加入に	五、二 五

電話機種の移轉及請求取消等	長距離装置	電話機増設	電話及受話器増設	増設機械撤去	機械類供給	料金還付	番號簿掲載	発信専用代表番號	區域外加入
(イ) 邸宅構外へ電話機を移轉するとき (ロ) 同一邸内構内の電話機を移轉するとき (ハ) 電鈴、受話器引込線等の如き附属品移轉のとき (ニ) 機械一時取外 (ホ) 上記各種請求を取消するとき (ト) 工事延期を請求するとき (チ) 移轉請求中の電話機を移轉に先だち取外しを請求するとき (イ) 一時取外中の電話機の取付を請求するとき (ロ) 新規に此の装置を請求するとき (イ) 廢止を請求するとき	一一、△四 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二一	(イ) 甲種増設（交換機に依り換置するもの）及び乙種増設（轉換機に依り接続する一般のもの）にして加入者に於て設備及維持をするもの (ロ) 前項以外の（二加入共種の乙種増設）の増設を請求するとき (イ) 電鈴及受話器の増設を請求するとき	二二 二三 二四 二五 二八	増設した電話機電鈴等の撤去を請求するとき	二九	加入登記料機械移轉料等の還付を請求するとき (イ) 無料で屋敷等の掲載を請求するとき (ロ) 他人名義の掲載を請求するとき (ハ) 重複掲載を請求するとき (ニ) 甲種増設使用者名義の掲載を請求するとき (ホ) 増設電話機設置場所の掲載を請求するとき (ハ) 番號簿の掲載を全然省略しようとするとき (ト) 従來の掲載方法を變更を請求するとき (チ) 従來の掲載請求を取消するとき	三七 三六 三五 三八 三九 四〇 四一 四二	電話を発信に専用し全然着信を取扱はぬ様請求するとき 代表番號の取扱を請求するとき	四三 四四 五六、五七、五八 五九

二、各種請求書式目次

(※印の用紙は加入
課で差上げます)

種 別	書式番號
一、加入申込書	※第一一號書式
一、共同線加入相手方選擇書	第二二號書式
一、本加入者承諾書	第三三號書式
一、家屋所有者承諾書	※第四四號書式
一、電話加入種類變更請求書	第五五號書式
一、加入(加入申込)取消請求書	第六六號書式
一、加入登記料(機械移轉料等)還付請求書	第七七號書式
一、共同線加入通話繼續請求書	第八八號書式
一、電話加入名義變更請求書	※第九九號書式
一、電話加入(申込)繼續請求書	※第一〇〇號書式
一、電話機設置場所變更請求書	※第一一號書式
一、同一邸宅構内電話機設置場所變更請求書	※第一二號書式
一、附屬品位置變更請求書	※第一三號書式
一、機械一時撤去請求書	※第一四號書式
一、電話機械設置場所變更(其他)請求取消請求書	※第一五號書式
一、工事延期請求書	第一六號書式
一、移轉請求中の電話機取外請求書	※第一七號書式
一、電話機械取付請求書	※第一八號書式
一、長距離電話通話請求書	第一九號書式
一、長距離電話通話廢止請求書	※第二一號書式
一、本電話機種別變更請求書	※第二二號書式
一、甲種(乙種)増設電話機申請書	第二三號書式
一、乙種増設電話機請求書	※第二四號書式
一、二加入共通乙種増設電話機請求書	第二五號書式
一、乙種増設電話機(二加入未満ノモノ)裝置變更請求書(共通二層スルモノ)	第二六號書式
一、乙種増設電話機(三加入未満ノモノ)裝置變更請求書(三層スルモノ)	第二七號書式
一、電鈴(受話機)増設請求書	第二八號書式
一、増設機械撤去請求書	※第二九號書式
一、増設電話機種別變更請求書	第三〇號書式
一、官廳用(私設)(市内専用)電話機接續申請書	第三一號書式
一、官廳用(私設)(乙種増設)(市内専用)電話工事竣工届	第三二號書式
一、官廳用(私設)(乙種増設)(市内専用)電話接續廢止届	第三三號書式
一、電話機械類供給申請書	第三四號書式
一、電話番號簿掲載請求書	※第三五號書式
一、他人名義掲載請求書	※第三六號書式
一、重複掲載請求書	※第三七號書式
一、(甲種増設)電話番號簿掲載請求書	第三八號書式

一、(増設官廳用各私設電話機)電話番號簿掲載請求書

一、電話番號簿掲載省略請求書	第三九號書式
一、電話番號簿掲載方變更請求書	※第四〇號書式
一、電話番號簿掲載方取消請求書	第四一號書式
一、發信専用請求書	第四二號書式
一、代表番號取扱方請求書	第四三號書式
一、改印届	※第四四號書式
一、印鑑届	第四五號書式
一、住所變更届	※第四六號書式
一、肩書追加届	※第四七號書式
一、肩書變更届	※第四七號ノ一
一、肩書削除届	※第四七號ノ二
一、町名番地變更届	※第四八號書式
一、改姓名(改稱)届	※第四九號書式
一、氏名訂正願	第五〇號書式
一、代表者變更届	第五一號書式
一、親権者(後見人)追加届	第五二號書式
一、親権者(後見人)解除届	第五三號書式
一、會社解散届	第五四號書式
一、共同線(連接)加入番號選定並承諾書	第五五號書式
一、電話度數料金納付責任者届	第五五號ノ一
一、電話加入區域外加入申請書	第五六號書式
一、承諾書	第五七號書式
一、電話線路建設工事委託書	第五八號書式
一、加入區域外工事材料購買委託書	第五九號書式
一、市外通話専用電話使用(變更)願	第六〇號書式
一、承諾書	第六一號書式
一、市外通話専用電話承繼届	第六二號書式
一、市外通話専用電話使用廢止届	第六三號書式
一、電話度數料金輕減申請書	第六四號書式

第一號書式

從來加入申込ハ當時之ヲ受理シタルモ大正八年六月以來之ヲ制限シ至急閉通又ハ特別閉通ノ申請ヲ許可シタルモノノ他特ニ申込ヲ爲スコトヲ認メタルモノノミテ交付クルコトニ改メラレタリ加入登記料ハ當局ヨリ送付スル納入告知書ニ依リ最寄郵便局ニ現金ヲ以テ納付スルコト

加入申込書

電話規則ニ遵ヒ東京電話交換ニ加入致度左ニ加入ノ種類及電話機設置場所ヲ指定シ(別紙承諾書相添へ)此段申込候也

職業
住所

年月日

(假名ヲ附ケルコト)
何 某印

東京中央電話局御中
電話加入種類 單獨加入(共同線加入、連接加入)

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
但シ家屋所有者ハ何某ニ有之候

以下ノ承諾書ハ申込者ノ所有ニ非サル家屋ニ架設セムトスル場合ニ限り記入セラレタシ但シ第四號書式ノ承諾書ヲ添付セラルルモ差支ナシ
前記ノ場所ニ電話機設置ノ趣承諾ス

年月日

家屋所有者 何 某印

(申込者名) 殿

第二號書式

共同線加入相手方選擇書

電話番號(電話加入申込年度順番) 何 某

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

電話番號(電話加入申込年度順番) 何 某

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右ノ通り相手方ヲ選擇致候

年月日

住所 何 某印

住所 何 某印

東京中央電話局御中

第三號書式

(自己加入ノ電話ニ連接スル場合ハ申込書ニ其旨ヲ記戴シ本承諾書ヲ省略スルコトヲ得)

本加入者承諾書

今般貴殿ニ於テ私加入ノ電話何局何番ニ連接加入方請求ノ趣ハ私ニ於テ異存無之候

住所

年月日

(本加入者名) 印

(連接加入者又ハ同申込者名) 殿

第四號書式

家屋所有者承諾書

今般貴殿ニ於テ東京電話交換ニ加入ノ爲私所有ノ置ノ趣ハ私ニ於テ故障無之候

住所 何 某印

年月日

家屋所有者 何 某印

(申込者名) 殿

第五號書式

(當該電話カ長距離加入ノモノナラハ電話番號ノ頭部ニ「長」ト附記セラレタシ)

電話加入種類變更請求書

電話番號(電話加入申込年度順番)

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右ノ單獨加入(加入申込)ヲ共同線單獨加入(加入申込)ニ變更相成度候

年月日

住所 何 某印

東京中央電話局御中

第六號書式

(申込後二年ヲ經過シ申込ノ取消ヲ請求シタル場合次號書式ノ請求ヲ爲サハ其ノ料金ヲ選付ス)

加入(加入申込)取消請求書

電話番號(電話加入申込年度順番)

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右ノ加入申込(何年何月何日限り右加入)ヲ取消相成度候

年月日

住所 何 某印

東京中央電話局御中

第七號書式

(加入登記料、名義書換料及機械移轉料ノ還付ハ郵便切手ヲ以テス)

加入登記料(機械移轉料等)還付請求書

電話加入申込年度順番(電話番號)

右ノ何年何月何日何々ニ付何々料何圓還付相成度候

住所

年月日

何 某印

東京中央電話局御中

（第八號書式）

共同線加入通話繼續請求書

電話番號 局 番

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右ハ相手方共同線加入ニ付自今單獨加入ノ料金ヲ納付致可候條通話取扱方繼續相成度候

年月日 住所 何 某印

東京中央電話局御中

（第九號書式）

（郵便切手ヲ消印スレハ無効ナリ）

電話加入名義變更請求書

電話番號 局 番 加入者 何 某

現在電話機設置場所市區(郡)町(村)番地

三錢收 印紙 電話番號 局 番 加入者 何 某

入印紙 現在電話機設置場所市區(郡)町(村)番地

右電話加入名義ヲ何某ニ變更致度御承認ノ上ハ新

名義人ニ於テ舊名義人ノ權利義務ヲ一切繼承シ

電話ニ關スル規則ニ遵ヒ加入者タルノ責務ヲ引受可

申仍テ當事者連署ヲ以テ此段及請求候也

年月日 住所 何 某印

東京中央電話局御中

第一〇號書式

（假名ヲ附ケルコト）

電話加入(申込)繼承請求書

電話番號 局 番 加入(申込)者 何 某

前記ノ場所ニ電話機設置ノ趣承諾ス

前記ノ場所ニ電話機設置ノ趣承諾ス

年月日 住所 何 某印

東京中央電話局御中

第一一號書式

（假名ヲ附ケルコト）

電話加入(申込)繼承請求書

電話番號 局 番 加入(申込)者 何 某

前記ノ場所ニ電話機設置ノ趣承諾ス

前記ノ場所ニ電話機設置ノ趣承諾ス

年月日 住所 何 某印

東京中央電話局御中

第一二號書式

（假名ヲ附ケルコト）

電話加入(申込)繼承請求書

電話番號 局 番 加入(申込)者 何 某

前記ノ場所ニ電話機設置ノ趣承諾ス

前記ノ場所ニ電話機設置ノ趣承諾ス

年月日 住所 何 某印

東京中央電話局御中

第一一號書式

（郵便切手ヲ消印スレハ無効ナリ）

電話機設置場所變更請求書

電話番號 局 番 現在電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右電話機ヲ左記ノ場所ニ移轉相成度候

年月日 住所 何 某印

東京中央電話局御中

第一二號書式

（郵便切手ヲ消印スレハ無効ナリ）

電話加入(申込)繼承請求書

電話番號 局 番 加入(申込)者 何 某

現在電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右電話機ヲ左記ノ場所ニ移轉相成度候

年月日 住所 何 某印

東京中央電話局御中

第一三號書式

（郵便切手ヲ消印スレハ無効ナリ）

電話機設置場所變更請求書

電話番號 局 番 現在電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右電話機ヲ左記ノ場所ニ移轉相成度候

年月日 住所 何 某印

東京中央電話局御中

第一四號書式

（郵便切手ヲ消印スレハ無効ナリ）

電話機設置場所變更請求書

電話番號 局 番 現在電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右電話機ヲ左記ノ場所ニ移轉相成度候

年月日 住所 何 某印

東京中央電話局御中

第一五號書式

（郵便切手ヲ消印スレハ無効ナリ）

電話機設置場所變更請求書

電話番號 局 番 現在電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右電話機ヲ左記ノ場所ニ移轉相成度候

年月日 住所 何 某印

東京中央電話局御中

第一〇號書式

（假名ヲ附ケルコト）

電話加入(申込)繼承請求書

電話番號 局 番 加入(申込)者 何 某

前記ノ場所ニ電話機設置ノ趣承諾ス

前記ノ場所ニ電話機設置ノ趣承諾ス

年月日 住所 何 某印

東京中央電話局御中

第一四號書式

工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付取外期日等ハ直接同課ヘ照會セラレタシ、取外シタル電話機等ノ取付ヲ請求セムトスル場合ハ第十八號書式ノ電話機取付請求書ヲ加入課ヘ差出サレタシ

（郵便切手ヲ消印スレハ無効ナリ）
電話機一時撤去請求書

電話番號 局 番

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右電話機何箇(増設電鈴何箇)一時取外シ相成度候

住所

年月日 何 某印

東京中央電話局御中

第一五號書式

（電話機械設置場所變更請求其ノ他ノ請求ノ取消ヲナサムトスル場合ハ本請求書ヲ提出セラレタシ）

電話機設置場所變更(其ノ他)請求取消請求書

電話番號 局 番

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右ニ對シ 月 日 (機械設置場所ヲ 區(郡)町(村)番地) 請求ノ處御取消相成度候

住所

年月日 何 某印

東京中央電話局御中

第一六號書式

工事延期請求書

電話番號 局 番

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右電話加入ノ電話機設置場所變更請求致候處都合ニ依リ何月何日迄工事延期相成度候

住所

年月日 何 某印

東京中央電話局御中

第一七號書式

（電話機設置場所變更請求中ノモノニ對シ移轉工事施行前機械ノ取外ヲ希望セララル場合ハ本請求書ヲ提出セラレタシ）
本請求書ニ對シテハ料金ヲ要セス

移轉請求中ノ電話機取外請求書

電話番號 局 番

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右電話加入ノ電話機設置場所變更請求致候處都合ニ依リ右電話機ヲ新設置場所ニ於ケル開通以前至急取外シ相成度候

住所

年月日 何 某印

東京中央電話局御中

第一八號書式

（一時取外請求中ノ電話機等ノ取付ヲ請求セムトスル場合ハ本請求書ヲ差出サルヘシ）

電話機取付請求書

電話番號 局 番

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右電話機ハ一時撤去中ノ處取付相成度候

住所

年月日 何 某印

東京中央電話局御中

第一九號書式

（工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施行期日其ノ他ハ直接同課ヘ照會セラレタシ）

長距離電話請求書

電話番號 (電話加入申込年度順番)

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右電話機ニ依リ長距離電話ノ通話致度候

住所

年月日 何 某印

東京中央電話局御中

(第二〇號書式缺)

第二一號書式

長距離電話通話廢止請求書

電話番號 局 番

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右電話機ニ依リ長距離電話ノ通話ヲ(何年何月何日限り)廢止相成度候

住所

年月日 何 某印

東京中央電話局御中

第二二號書式

（工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施行期日其ノ他ハ直接同課ヘ照會セラレタシ）

本電話機種別變更請求書

電話番號 (加入申込年度順番)

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右普通本電話機(卓上本電話機)ヲ卓上電話機(普通電話機)ニ變更相成度候

住所

年月日 何 某印

東京中央電話局御中

第二三號書式

- 一、甲種増設及乙種増設ニシテ加入者カ其ノ設備及維持ヲ爲ス場合ハ左記書式ニ依ラルヘシ尙本裝置變更ノ場合ハ現在ノ分ヲ墨書シ變更ノ分ヲ朱書シ本書式ニ準シ申請セラルヘシ
- 二、工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施行期日其ノ他ハ直接同課ヘ照會セラレタシ

電話機増設申請書

左記ノ通電話機増設相成度此段申請候也

職業
住所
何
某印

年月日

東京逓信局長殿

- 一 關係加入申込登記順番又ハ電話番號
 - 二 電話機及附屬物品設置場所
 - 三 電話規則第二十九條第二號ニ依リ邸宅又ハ構内ニ準スル地域ニ於テ使用セムトスルトキハ其ノ事由
 - 四 電話機増設ノ種別、電話機及附屬物品ノ種別並箇數
 - 五 増設電話機交換取扱見込數(一日中ノ最繁時)時通話見込數
 - 六 加入回線通話見込數(一日中ノ最繁時)時通話見込數
 - 七 現在加入ノ電話番號及該電話通話數(同一設置ケル電話ノ一日中ノ最繁時發着通話數)
 - 八 交換取扱者(電話規則第三十二條ニ依ル取扱者ノ住所、氏名、年齢、電話交換ニ關スル智識及技能ヲ疏明シ得ヘキ履歴並交換取扱以外ノ事務分擔ノ有無及其ノ程度)
 - 九 工事設計(電話機、交換機、線條其ノ他附屬機械仕様(物品ノ種類、箇數、裝置方法等)造及作用ノ説明但シ電話官署ニ於テ使用スルモノト同一種類ノモノニ付テハ之ヲ要セス)
 - 十 機械仕様
 - 十一 機械類維持方法
 - 十二 工事擔當者(電話規則第三十一條第一項ノ場合ニ於テ其ノ工事ヲ擔當スル者及直接工事ニ從事スル者ノ住所、氏名、年齢、該工事ニ必要ナル智識及技能ヲ疏明シ得ヘキ履歴申請者トシテ之ヲ要スルノ關係)
 - 十三 取扱方法
 - 十四 増設電話機ヲ設置場所居住者ノ使用ニ供セムトスルトキハ其設置場所及電話番號
- (申請及申請書式ニ關スル注意事項)
- 一 第二號中ニハ電話機設置場所ノ番地、家屋内ニ於ケル電話機、交換機等ノ設置箇所ヲ表示スルコト
 - 二 第五號乃至第八號及第十四號ハ甲種電話機増設ノ場合ニ限リ記入スルコト
 - 三 第八號ノ事項ニ關シテハ電話機増設工事了迄ニ別ニ届出ヲ爲シ得ルコト
 - 四 第一號乃至第四號第九號及第十號ノ事項ハ圖面ヲ以テ表示スルコト

- 五 第九號乃至第十三號ハ加入者又ハ加入者ニ於テ其ノ設備維持ヲ爲ス場合ニ限リ記入スルコト
- 六 第八號及第十二號ノ履歴書ハ關係者ニ於テ既ニ當該電話官署ニ提出済ノ履歴書ニ限リ其ノ旨ヲ表示シテ之ヲ省略シ得ルコト
- 七 第十四號ノ場合ニ於テハ増設電話機ノ共用ニ關シ加入者ニ於テ一切ノ責任ニ任スヘキ旨ヲ記載シタル書面ヲ添付スルコト

第二四號書式

- 一、本電話機ト通話シ得ル乙種増設電話機ハ一加入ニ付一箇、又本電話機ト通話シ得サルモノハ一加入ニ付二箇以内トス、自動式局所屬加入者ハ電話規則第二十八條ニヨリ本電話機ト通話シ得ル乙種増設ノ請求ヲナスコトヲ得ス
- 二、本電話機ト通話シ得サル乙種増設電話機ハ本電話機ト同一戸内ニ在ルコトヲ要ス
- 三、工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施行期日其ノ他ハ直接同課ヘ照會セラレタシ

乙種増設電話機請求書

- 電話番號(電話加入申込年度順番)
 - 電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
 - 右加入回線ニ本電話機ト通話シ得サル(得ル)普通電話機(桌上電話機)何箇増設相成度
- 年月日
- 住所 何 某印
- 東京中央電話局御中

第二五號書式

- 一、本電話機ト通話シ得ル電話機ハ共通ニ接續スルコトヲ得ス
- 二、三加入以上ニ共通スル電話機ノ増設ハ甲種増設ノ場合ニ限ル
- 三、工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施行期日其ノ他ハ直接同課ヘ照會セラレタシ

- 一加入共通乙種増設電話機請求書
 - 電話番號 局 番
 - 電話番號 局 番
 - 電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
 - 右加入回線ニ共通スル普通電話機(桌上電話機)一箇増設相成度候
- 年月日
- 住所 何 某印
- 東京中央電話局御中

第二六號書式

- 一、一般ノ乙種増設電話ヲ二加入共通ニ變更セムトスルトキハ本請求書ヲ差出サルヘシ
- 二、工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施行期日其ノ他ハ直接同課ヘ照會セラレタシ

- 乙種増設電話機裝置變更請求書
 - 電話番號 局 番
 - 電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
 - 右加入回線ニ増設シタル普通電話機(桌上電話機)一箇ヲ同一戸内ニ架設シタル何局何番トノ乙種共通増設ニ變更相成度候
- 年月日
- 住所 何 某印
- 東京中央電話局御中

第二七號書式

- 一、二加入共通乙種増設電話ノ加入回線ヲ變更セムトスルトキハ本請求書ヲ差出サルヘシ
- 二、工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施行期日其ノ他ハ直接同課ヘ照會セラレタシ

乙種増設電話機裝置變更請求書

電話番號 局 番 番
電話番號 局 番 番
電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
右加入回線ニ増設シタル共通電話機ヲ何局何番ノ共通増設電話機ニ變更相成度候

年月日 住所 何 某印
東京中央電話局御中

第二八號書式

- 一、(工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施行期日其ノ他ハ)直接同課ヘ照會セラレタシ
- 二、(工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施行期日其ノ他ハ)直接同課ヘ照會セラレタシ

電鈴(受話器)増設請求書

電話番號(電話加入申込年度順番)
電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
右加入回線ニ電鈴(受話器)何箇増設相成度候

年月日 住所 何 某印
東京中央電話局御中

第二九號書式

- 一、(工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施行期日其ノ他ハ)直接同課ヘ照會セラレタシ
- 二、二加入以上ニ共通ニ接続スル場合ハ關係ノ電話番號ヲ列舉セラレタシ

増設機械撤去請求書

電話番號 局 番 番
電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
右加入回線ニ増設シタル普通電話機(卓上電話機・受話器・電鈴)何箇ヲ(何年何月何日限り)撤去相成度候

年月日 住所 何 某印
東京中央電話局御中

第三〇號書式

- 一、(工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施行期日其ノ他ハ)直接同課ヘ照會セラレタシ
- 二、(工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施行期日其ノ他ハ)直接同課ヘ照會セラレタシ

増設電話機種別變更請求書

電話番號(加入申込年度順番)
電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
右増設普通電話機(卓上電話機)何箇ヲ卓上電話機(普通電話機)ニ變更相成度候

年月日 住所 何 某印
東京中央電話局御中

第三一號書式

- 一、接続シ得ル官廳用及私設電話機ハ加入電話機ト同ノ一ノ部七構内ニ在ルモノニ限ル
- 二、本裝置變更ノ場合ハ現在ノ分ヲ廢書シ變更ノ分ヲ朱書シ本書式ニ準シ申請セラルヘシ
- 三、設備ノ検査加入回線トノ接続等ハ東京逓信局工務課主管ニ付直接同課ヘ照會セラレタシ

官廳用(私設)(市内専用)電話機接続申請書
左記ニ依リ官廳用(私設)(市内専用)電話機ヲ加入回線ニ接続致度此段申請候也

年月日 職業 住所 何 某印
東京逓信局長殿

記

- 一 關係加入申込登記順番又ハ電話番號
 - 二 電話機及附屬物品設置場所
 - 三 電話機及附屬物品ノ種別並箇數
 - 四 官廳用(私設)(市内専用)電話機交換取扱見込數
 - 五 加入回線通話見込數
 - 六 現在加入ノ電話番號及該電話通話數
 - 七 交換取扱者
 - 八 工事設計
 - 九 機械仕様
 - 十 機械類維持方法
 - 十一 工事擔當者
 - 十二 取扱方法
- (申請及申請書式ニ關スル注意事項)
- 一 第二號第四號乃至第九號第十一號ノ事項ハ第二十三號書式ニ準スルコト
 - 二 第四號乃至第七號ハ甲種増設ニ準スル裝置ヲ爲ス場合ニ限り記入スルコト
 - 三 第七號ノ事項ニ關シテハ接続スヘキ電話ノ工事完了迄ニ別ニ届出ヲ爲シ得ルコト
 - 四 第一號乃至第三號第八號及第九號ノ事項ハ別ニ圖面ヲ以テ表示スルコト
 - 五 第七號及第十一號ノ履歴書ハ關係者ニ於テ既ニ當該電話官署ニ提出済ノ場合ニ限り其旨ヲ表示シテ之ヲ省略シ得ルコト

第三二號書式

(設備ノ検査、加入回線トノ接続等ハ東京逓信局工務課主管ニ付直接回線へ照會セラレタシ)

官廳用(私設)(乙種増設)(市内専用)電話工
事竣工届

電話番號 局 番
電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
右加入回線ニ對シ官廳用(私設)(乙種増設)(市内専用)電話機何箇接続(接続變更)方許可成候處申請ノ通竣工致候ニ付御検査相成度候

年月日 住所 何 某印

東京逓信局長殿

第三三號書式

官廳用(私設)(乙種増設)(市内専用)
電話機接続廢止請求書

電話番號 局 番
電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
右加入ノ加入回線ニ對スル官廳用(私設)(乙種増設)(市内専用)電話機接続ヲ何年何月何日限り廢止致度候

年月日 住所 何 某印

東京逓信局長殿

第三四號書式

一、機械類ヲ供給スルモ料金ヲ減免セス
二、長尺「コード」供給ノ場合ハ「コード」ノ長サ及取付箇所、電話機ノ位置、該電話機設置ノ室ト各隣室トノ區別及其種別(壁、換等)隣室間出入口等ノ位置並其「コード」ニ依リ電話機ヲ移動セシメ得ヘキ範圍ヲ明示シタル圖面(平面及側面圖)ノ二種トシ前記ノ諸項ヲ縮尺ヲ以テ表示)ヲ添付セラレ
三、工事ハ東京逓信局工務課主管ニ付施行期日其ノ他ハ直接回線へ照會セラレタシ

電話機械類供給申請書
一、電話番號 局 番
二、電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
三、供給物品ノ種類箇數用途(用途トハ「本電話機」等)
四、供給ヲ必要トスル事情
五、供給ノ方法 供給物品ハ無條件ニテ政府ニ寄附ス(寄附セス)
六、關係加入者以外ノ者カ隠蔽引込)申請者ト加入者トノ關係並其ノ相互間ニ於テ該供給ニ關スル契約ノ有無及其ノ要旨

右ノ通り供給致度供給物品添付ノ上電話規則第七十二條第二項ニ依リ申請候

年月日 住所 何 某印

東京逓信局長殿

第三五號書式

(特ニ請求ナケレハ通常其氏名ヲ以テ掲載ノ名義トス)

電話番號簿掲載請求書

電話番號簿へ左記ノ通掲載相成度候
年月日 住所 何 某印
東京中央電話局御中
電話番號 掲載名義 電話機設置場所 職業
局 番 何々屋何某 (市區)町(村)番地

第三六號書式

一、電話機設置場所ニ居住セサル者ノ名ヲ以テ他人名義掲載請求ヲナスコトヲ得ス
二、他人名義ト自己ノ名義トヲ併載スルコトヲ得ス
三、電話番號簿ニハ職業名ハ掲載セラレズ
四、掲載名義ニハ總テ片假名ニテ振假名ヲ付セラレタシ

他人名義掲載請求書

私加入名義ノ電話ニ對シ番號簿へ左記ノ通り掲載相成度候
年月日 住所 何 某印
東京中央電話局御中

電話番號 局 番
電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
掲載名義(振假名ヲ付) スルコト)
職 業
加入者ト掲載名義人トノ關係
他人名義掲載ヲ必要トスル理由

第三七號書式

(掲載名義ニハ總テ片假名ニテ振假名ヲ付セラレタシ)
重複掲載請求書

私加入名義電話番號簿へ左記ノ通り掲載相成度候
年月日 住所 何 某印
東京中央電話局御中
電話番號 掲載名義(振假名ヲ付)電話機設置場所 職業
局 番 何々屋何某
局 番 何々屋何某

第三八號書式

一、交換機ヲ設置シ同一構内又ハ家屋内(貸事務所等)ニ於テ自己及他人ニ使用セシムル目的ヲ以テ設置シアル甲種増設電話機使用名義ヲ電話番號簿ニ記載シテ希望セラルル向ハ本書式ニヨリ請求書ヲ提出セラレタシ

二、加入者ノ掲載ニ於テモ其ノ使用スル増設電話機ノ番號ヲ表示セララル

三、交換機或ハ轉換機ニヨリ同一構内又ハ家屋内ニ於テ自己ノ使用ニ供スルヲ以テ目的トスル接續電話機(官廳用又ハ私設等)及轉換機ニヨリ同一家屋内ニ於テ自己ノ使用ニ供スル目的ヲ以テ設置シアル増設電話機番號簿ニ電話番號簿ニ記載シテ希望セラルル向ハ本書式ニヨリ請求書ヲ提出アラタシ

四、甲種増設電話機中設置場所居住者ニ供用スルモノト加入者自ラ供用スルモノト併存スル場合ニ於テハ後者ニ關シ設置場所掲載ノ請求ヲ爲シ得ルコトモ此ノ場合ニ於テハ加入者名義ノ掲載ハ省略スルコトモ

(甲種増設)電話番號簿掲載請求書

電話番號簿へ甲種増設使用者名義左記ノ通り掲載相成度

年月日

住所 何

某印

東京中央電話局御中

電話番號

甲種 増設 電話 番號

掲載名義 (振假名ヲ付スル事)

設置場所

第三九號書式

(増設官廳用又ハ私設電話機) 電話番號簿掲載請求書

電話番號簿へ増設電話機(又ハ接續電話機)設置場所左記ノ通り掲載相成度候

年月日

住所 何

某印

東京中央電話局御中

電話番號

掲載名義 (振假名ヲ付スル事)

設置場所

○増設

番 設置場所

第四〇號書式

一、電話番號簿ニ掲載ヲ望ムサルトキハ本書ヲ差出サレタシ

二、他人方ニ架設シアリテ名義人ノ使用ニ關係ナキ電話ニ對シテハ出來得ル限り本請求書ヲ差出サレタシ

電話番號簿掲載省略請求書

電話番號

局 番

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右電話番號簿掲載省略相成度候

年月日

住所 何

某印

東京中央電話局御中

第四一號書式

電話番號簿掲載方變更請求書

電話番號 局 番

右ハ從來何々(掲載)掲載請求致居候處自今左ノ通變更相成度候

年月日

住所 何

某印

東京中央電話局御中

記載

何々

掲載種別

何々

掲載箇所 掲載名義

何之部 何屋何某

何之部 何某何屋(重複掲載ニ限リ記載ノコト)

第四二號書式

電話番號簿掲載方取消請求書

電話番號 局 番

右電話ニ對シ掲載ニ般取消相成度候

年月日

住所 何

某印

東京中央電話局御中

一、尙重複掲載取消ノ場合ハ御希望ノ掲載名義附記相成度

二、會計年度ノ末日ヨリ十五日以前(三月十六日迄)ニ取消請求書ヲ差出ササルトキハ次ノ會計年度ニ屬スル料金ヲ徴收セラル

第四三號書式

一、本書式ニ依ル発信専用電話ヨリ市外通話ノ発信(手働局所屬加入者ヲ除ク)又ハ呼出(手働局所屬加入者ヨリ區域外呼出ノ場合ヲ除ク)ヲ請求セララル場合ハ自己加入ニ係ル他ノ電話番號ヲ指定シテ其ノ手續ヲ爲サザレバ其取扱ヲ受ケ得ザルモノニ付注意セラレタシ

二、自働局所屬加入者ニシテ本項ニ依ル請求ヲ爲ストキハ其電話ヨリ発信スル市外通話モ取扱不能トナルモノニ付承知セラレタシ

三、電話番號簿ニハ掲載セサルモ他ノ加入者ヨリ其電話ニ對シ接續ノ要求アルトキ其接續ヲ希望スルモノナル場合ハ第四〇號書式ノ番號簿掲載省略請求書ヲ差出サレタシ

発信専用請求書

電話番號

局 番

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右電話ヲ発信専用ニ供シ度ニ付電話番號簿ニ掲載セス且他ノ電話ヨリ通話請求アルモ接續セサル様取扱相成度候

年月日

住所 何

某印

東京中央電話局御中

右請求ニ依リ市外通話ノ発信不能ノ趣ハ私ニ於テ何等異議無之候

記 名印

第四四號書式

(一) 代表番號ノ取扱ヲ申請シ得ルハ二箇以上ノ加入
 回線ヲ有シ甲種(交換機ニ依リ接続スルモノ)
 ノ増設電話機ヲ使用スル加入者ニ限ルモノト
 ス

(二) 甲種ノ増設廢止又ハ加入回線減少等ノ場合ニ於
 テハ其電話番號ハ變更セラル、事アルモノニ付
 諒知セラレタシ

代表番號取扱申請書

電話番號 局 番
 電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
 右電話ニ依リ代表番號ノ取扱相成度及申請候
 年月日 住所 何 某印
 東京中央電話局御中

第四五號書式

(一) 印章ハ明瞭ニ押捺セラレタシ)

改 印 届
 電話番號 (電話加入申込年度順番)
 電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
 從來使用ノ印章何々ニ付改印致候間別紙印鑑
 並ニ印鑑證明書相添及御届候
 年月日 住所 何 某印
 東京中央電話局御中

第四六號書式

(一) 印章ハ明瞭ニ押捺セラレタシ (二) 印鑑證明書添付セラレタシ)

印 鑑 届
 電話番號 局 番
 電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
 印章
 右印鑑及御届候
 年月日 住所 何 某印
 東京中央電話局御中

第四七號書式

(一) 住所ハ各種ノ通知書又ハ料金ノ告知書發行上常
 ニ現在トナシ置クノ必要アルヲ以テ異動變更ノ
 場合ハ速ニ本屆書ヲ差出サレタシ

住所變更届
 電話番號 局 名
 加入者氏名 市區(郡)町(村)番地
 電話機設置場所
 舊住所
 新住所
 右ノ通り住所變更致候間及御届候
 年月日 住所 何 某印
 東京中央電話局御中

第四七號書式ノ二

肩書追加届
 電話番號 局 番
 加入者氏名
 電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
 肩 書
 右ノ通り肩書追加致候間及御届候
 年月日 住所 何 某印
 東京中央電話局御中

第四七號書式ノ二

肩書變更届
 電話番號 局 番
 加入者氏名
 電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
 舊 肩 書
 新 肩 書
 右ノ通り肩書變更致候間及御届候
 年月日 住所 何 某印
 東京中央電話局御中

第四七號書式ノ三

肩書削除届
 電話番號 局 番
 加入者氏名
 電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
 肩 書
 右肩書ヲ削除致候間及御届候
 年月日 住所 何 某印
 東京中央電話局御中

第四八號

(一) 區劃整理等ノタメ町名番地ニ變更等アリタル場
 合ハ速ニ届出ラレタシ

町名番地變更届
 電話番號 局 番
 電話機設置場所 (新) (舊)
 住 所 (新) (舊)
 何月何日ヨリ右ノ通り變更相成候條及御届候
 年月日 住所 何 某印
 東京中央電話局御中

第四九號書式

(一) 印鑑紙ヲ添付セラレタシ
改姓名ト同時ニ改印シタルトキハ印鑑證明書
ヲ添付セラレタシ法人等改稱ノ場合亦同シ

改姓名(改稱)届 舊 姓名 某

一、電話番號(電話加入申込年度順番) 何 某
何々ト改姓名(改稱)候ニ付戶籍(登記)抄本(竝
ニ印鑑證明書)添付及御届候

年月日 住所
東京中央電話局御中 何 某印

第五〇號書式

(名義人ノ印鑑紙添付セラレタシ)

氏名訂正届 局 番

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地
加入者氏名

右ハ申込ノ際「」下届出ヘキヲ誤リシモノ
ニ付御訂正相成度別紙證明書及戶籍抄本添付及
御届候

年月日 住所
東京中央電話局御中 何 某印

第五一號書式

(新代表者ノ印鑑紙添付セラレタシ)

代表者變更届

電話番號(電話加入申込年度順番)
現在電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

加入者(加入申込者)何々會社
新 代表者 何 某
舊 代表者 何 某

今般代表者ヲ右ノ通變更致候條別紙登記簿謄本竝
ニ印鑑證明書添付及御届候

年月日 住所
東京中央電話局御中 何々會社 何 某印

第五二號書式

(親權者(後見人)印鑑紙添付セラレタシ)

親權者(後見人)追加届

電話番號 局 番

加入者氏名
右電話加入申込ノ際加入者未成年ニテ届出候ニ付
親權者(後見人)ヲ追加相成度候別紙戶籍……本及
……ノ印鑑證明書添付及御届候

年月日 住所
東京中央電話局御中 何 某印

第五三號書式

(名義人ノ印鑑紙添付セラレタシ)

親權者(後見人)解除届

加入者氏名
今般拙者成年ニ達シ候條……解除相成度別紙戶籍
抄本及印鑑證明書添付及御届候

年月日 住所
東京中央電話局御中 何 某印

第五四號書式

(清算人ノ印鑑紙添付セラレタシ)

會社解散届(破産届)

電話番號(電話加入申込年度順番)
電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

加入者 何々會社
右ハ今般解散(破産)致候間別紙登記簿本及清算人
印鑑證明書添付及御届候

年月日 住所
清算人(破産管財人) 何 某印
東京中央電話局御中

第五五號書式

(連續番號ノ共同線加入並ニ連接加入ニ對スル料金合
同計算ニ對シテハ一項二項ノ事項ハ不要ニ付記載ヲ
要セス)

共同線(連接)加入(番號選定並料)承諾書

現電話番號 局 番 改局 番
相手方電話番號 局 番 改局 番

右共同線(連接)加入ニ對シ左記事項承諾候也
一、將來交換機ニ餘裕生シタルトキハ直ニ他ノ連續
番號ニ變更セラルルモ異議ナキ事

一、相手方相互間ノ通話取扱上行違アルモ異議ナキ
事

一、度數料ノ計算ハ現加入者タル甲又ハ本加入ヘ合
算ノ上告知書發行セラルルモ異議ナク且其ノ料金
滯納ノ場合ハ拙者等兩名共通通話停止其ノ他ノ處分
ヲ受クルモ異議ナキ事

年月日 住所
甲加入者(本加入者)何 某印
住所
乙加入者(連接加入者)何 某印
住所
東京中央電話局御中

第五五號ノ一書式

電話度數料金納付責任者届

電話番號 局 番(甲) 共同線加入
番(乙)

度數料納付 局 番住所
責任加入者 氏名

前記共同線加入電話ニ對スル市内通話度數料金納
付責任者ヲ右ノ通り相定メ候條此段連續ヲ以テ及
御届候

追而料金滯納ノ場合ハ拙者等兩名共通通話停止其
他ノ處分ヲ受クルモ異議無之候

年月日
甲加入者 何 某印
乙加入者 何 某印
東京中央電話局御中

第五六號書式

- 一、加入區域外ヨリ加入シ得ル地域ハ局ヨリ直徑八
料以内ナリ但シ其ノ地域内ト雖都合ニ因リ加入
セシメ難キ場合アリ
- 二、加入區域外加入ヲ爲ス者ハ區域外ノ電話線路建
設費ヲ負擔セザル可ラス尙其ノ他ノ費用ハ左ノ
如シ
- (イ) 線路ノ維持料(附加使用料) 百十米ニ付年額
五圓(區域内ハ一般ニ同シ)
- (ロ) 特別ノ附加使用料一通話五錢(一般料金三錢
ノ外)
- 三、但シ右ノ特別附加料金ハ前記線路建設費ニ遡ス
ル迄免除ス本申請書ニハ設置場所並開張加入區
域ヲ表示セル圖面並第五七號乃至五九號書式ノ
書類ヲ添付シ當局ニ提出セラレタシ

電話加入區域外加入申請書

電話番號 (電話加入申込年度順番)

現在電話機設置場所 (設置場所ヲ變更スル場
合ニ限ル)

加入區域外電話機設置場所

右ノ通東京中央電話局ノ加入區域外加入致度御許
可ノ上ハ加入區域外ニ屬スル電話線路ノ建設費及
特別ノ附加使用料等規定及御指示ニ從ヒ負擔致ス
ヘク此段申請候

年月日 住所 職業 何 某印
電信大臣殿

第五七號書式

參錢收 承諾書
入印紙

今般東京中央電話局加入區域外加入致度候ニ付テ
ハ左記事項承諾仕候

年月日 住所 何 某印
東京遞信局長殿

- 一、加入區域外ニ於ケル電話線路ヲ建設シ之レヲ無
償ニテ「政府ニ引渡スコト」(國庫費支辨ノ官廳ナ
ルドキハ「選信省ニ保管轉換スルコト」トスルコ
ト)

第五八號書式

(加入區域外電話線路ハ工事委託ノ方法ニ依ルヲ便宜)
トスルヲ以テ本書ヲ差出サレタシ

電話線路建設工事委託書

東京中央電話局加入區域外加入ノ爲加入區域外ニ
於ケル電話線路建設工事ヲ貴局ニ委託候
追テ本文委託ノ爲要スル一切ノ費用ハ拙者ニ於
テ負擔可仕候

年月日 住所 何 某印
東京遞信局長殿

第五九號書式

(官廳ノ申請ニシテ國庫費支辨ノ場合ハ左記事項中)
三、四ヲ要セス

加入區域外工事材料購買委託書

東京中央電話局電話加入區域外加入ニ要スル工事
用物品ノ購買方ヲ左記ニ依リ貴局ニ委託仕條

年月日 住所 何 某印
東京遞信局長殿

- 一、購買委託物品ハ工事費豫算調書ニ依リ指定ノ通
リトス
- 二、購買委託ノ爲ニ要スル費用ハ支辨可致
- 三、購買委託物品代金ハ御指示ノ概算額ヲ別途取扱
銀行へ委託ス
- 四、購入物品價格變動其他委託金不足ノ場合ハ御指
示ニ從ヒ委託金追加可致

第六〇號書式

- 一、機械ノ種別ハ市内専用電話規則第八條ノ例ニ依
リ附記セラレタシ
- 二、備考欄ニハ設備ト參考トスルヘキ事項及交換機
ノ接續回線數並長距離裝置等ノ特殊ノ希望アル
モノヲ記セラレタシ
- 三、回線ノ回線路經過地圖ヲ添附セラレタシ同線圖
ハ回線ノ方式、機械ノ種別等明記シ線路經過圖
ハ一般市街圖上同程度ノモノヲ用ヒ或ハ作身シ
之ニ機械設置場所ヲ記入シ説明ヲ要スルモノハ
凡例ヲ設ケルコト
- 四、加入電話ノ番號ハ加入數全部(自己ノ名義ニシ
テ其設置場所ヲ専用電話機設置場所ト同一個所
ノモノニ限ル)ヲ記入シ長距離裝置アルモノハ
電話番號ノ上ニ附記セラレタシ
- 五、變更ノ場合ハ新規事項ヲ朱書シ舊事項中消滅ス
ヘキモノヲ括弧ヲ以テ圍マレタシ

市外通話專用電話使用(變更)願

- 一、専用ヲ必要トスル理由
- 二、加入電話番號
- 三、専用電話機及交換機設置場所箇數、種類並附帶ノ設備

機械設置場所	機械箇數及種別		
	電話機	交換機	附屬物品備考

右市内専用電話規則第四條ニ依リ關係書類相添へ出願候

年月日 住所
東京遞信局長殿 何 某印

第六一號書式

三錢收
入印紙

承諾書

今般市外通話専用電話出願ニ就テハ之ニ要スル物件ヲ無償ニテ政府ニ寄附スルロト承諾ス

年月日 住所
東京遞信局長殿 何 某印

第六二號書式

市外通話専用電話承繼屆

- 一、市外通話専用電話使用許可年月日
- 二、承繼スヘキ原因
- 三、承繼スヘキ電話機及交換機設置場所箇數、種類並附帶設備

電話機及交換機設置場所	機械箇數及種別		
	電話機	交換機	附屬物品備考

右市内専用電話規則第六條第二項ニ依リ別紙證明書添附及届出候

年月日 住所
東京遞信局長殿 何 某印

第六三號書式

市外通話専用電話使用廢止届

- 一、廢止年月日
- 二、廢正スヘキ電話機及交換機設置場所箇數、種類並附帶設備

電話機及交換機設置場所	機械箇數及種別		
	電話機	交換機	附屬物品備考

右市内専用電話規則ニ依リ及届出候

年月日 住所
東京遞信局長殿 何 某印

第六四號書式

申請ニ依リ度數料ノ輕減認定ヲ受ケ得ルハ時事ニ關スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ヲ發行スル新聞社又ハ新聞通信社ニ限ル
電話加入名義ト申請者トハ同一ノモノナルヲ要ス
本申請書ニハ見本トシテ當該新聞一部及新聞紙法第十二條ニ依リ管轄地方廳ヘ納入シタル保證金預リ證寫ヲ添付セラレタシ

電話度數料金輕減申請書

- 一、題 號 何々新聞又ハ何々通信
- 二、發行所(又ハ支局) 何區何町何番地何々社(又ハ何々支局)
- 三、發行時期 日刊(周年無休刊又ハ日曜大祭祝日若ハ其ノ翌日休刊等ノ區別)
- 四、電話番號及電話機設置場所

何局何番 何區何町何番地 何々社
何局何番 同 同
何局何番 同 同

右加入電話ハ私(法人ナルト)名義ニシテ前掲新聞發行ノ爲メ其専用ニ供スルモノニ有之候ニ就テハ電話規則第五十八號第一項ニ依リ度數料金輕減方御承認相成度此段申請候

年月日
何區何町何番地 何 某(個人經營ノ場合)
何々新聞社持主
何區何町何番地何々會社 何 某(法人ノ場合)
代表者取締役又ハ何々

東京遞信局長殿

三、電話の區域

イ、●東京の電話に加入することの出来る區域

参考

此の區域内でも分局から大體直徑八料(一里)以内の處であれば東京通信局長の許可を受ければ東京の電話に加入することが出来ます、例へば大森、中野、世田ヶ谷邊は東京の加入區域ではありませんが同所から東京の電話に加入することが出来る様なものであります

東京市 (芝區第一乃至第六砲臺ヲ除ク)

荏原郡

豊多摩郡 (山手循環線鐵道線路以内ノ地)

普通加入區域

北豊島郡

北豊島郡 三河島町 (常磐線鐵道線路以北ノ地ヲ除ク)

日暮里町 (常磐線鐵道線路以北ノ地ヲ除ク)

荏原郡品川町、大

崎町、目黒町、豊

多摩郡澁谷町、千

駄ヶ谷町、淀橋

町、大久保町、

(普通加入區域内ノ地ヲ除ク)

戸塚町、落合町、

代々幡町、北豊島

郡高田町、西巢鴨

町、巢鴨町、日暮

里町、三河島町

荏原郡大井町 (立會川以西ノ地ヲ除ク) 北豊島郡瀧

野川町 (大字瀧野川、同西ヶ原、同上中里及普通加入區域内ノ地ヲ除ク)

長崎町、尾久町、南千住町、南葛飾郡

隅田町、寺島町、吾嬬町、龜戸町、大

島町、砂町、小松川町

ロ、東京で呼出請求の出来る區域

参考

此の區域内の居住者と話しがしたければ電話加入者でなくとも呼出の請求をなすことが出来ます、詳細は電話通話規則を御覽下さい

東京市 (芝區第一乃至第六砲臺ヲ除ク)

荏原郡

大井町 (立會川以西ノ地ヲ除ク) 大崎町、品川町、

目黒町

北豊島郡

巢鴨町、高田町、長崎町大字荒井、大字大和田、

大字五郎窪、大字並木、大字地藏堂、大字西向、瀧

野川町 (大字瀧野川、大字西ヶ原、大字上中里ヲ除ク)

日暮里町、西巢鴨町、南千住町、三河島町大字三

河島

豊多摩郡

大久保町、落合町、澁谷町、千駄ヶ谷町、戸塚町、

淀橋町、代々幡町大字代々木 宇山谷、宇新町、宇初

臺、宇本村、宇富ヶ谷、宇外輪、宇深町、大字幡ヶ谷

字下町、宇本村、宇本村北

南葛飾郡

吾嬬町、大島町、龜戸町、小松川町、寺島町、砂

町、隅田町

四、加入區域內通話取扱局一覽取扱時間

○印ハ自三月一日午前七時ヨリ午後八時迄
 自十月卅一日午前八時ヨリ午後八時迄
 至翌年二月末日午前六時ヨリ午後八時迄
 自十一月卅一日午前七時ヨリ午後八時迄
 至翌年二月末日

市内

赤坂區	一〇六二	青山郵便局	青山南町
赤坂田町	五〇九六	赤坂郵便局	田町三丁目
赤坂郵便局	二四四二	赤坂郵便局	表町四丁目
赤坂郵便局	五〇九八	赤坂郵便局	葵町
麻布區	六六〇五	麻布郵便局	宮下町
同 麻布分室	四七八八	同 麻布分室	廣尾町
淺草區	九二	淺草郵便局	馬道町
牛込區	一六三	牛込郵便局	通寺町
牛込余丁町	三三九一	牛込余丁町郵便局	余丁町
牛込早稲田鶴巻町郵便局	一一二一	牛込早稲田鶴巻町郵便局	早稲田鶴巻町
早稲田郵便局	六二二	早稲田郵便局	若松町
神田區	二六〇三	神田郵便局	連雀町
京橋區	四〇〇五	京橋郵便局	木挽町旭橋際
同 築地分室	五〇四二	同 築地分室郵便局	築地
京橋月島郵便局	二〇三	京橋月島郵便局	月島西仲通
京橋通郵便局	四二一八	京橋通郵便局	南傳馬町
小石川區	一六二	小石川郵便局	表町
小石川高田老松町郵便局	二五五二	小石川高田老松町郵便局	高田老松町
麴町區	四〇五九	東京中央郵便局	八重洲町
九段郵便局	九七〇	九段郵便局	飯田町
麴町郵便局	七四〇	麴町郵便局	麴町
衆議院内郵便局	四二〇一	衆議院内郵便局	内幸町
芝區	三四四二	芝郵便局	愛宕町
芝赤羽郵便局	三六〇七	芝赤羽郵便局	新堀河岸
新橋郵便局	四一九九	新橋郵便局	芝口河岸
同 新橋	四九九一	同 新橋	新橋驛前
同 分室	二〇七二	同 分室	二本榎西町
白金郵便局	一九九三	白金郵便局	高輪南町
高輪南町郵便局	六九三	高輪南町郵便局	通新町
三田郵便局	六九三	三田郵便局	通新町
下谷區	六一〇〇	下谷郵便局	西黒門町

日本橋區

浪花	九九九	日本橋郵便局	江戸橋
日本橋	四二二	日本橋郵便局	品川町
浪花	一〇六三	浪花郵便局	元柳町
日本橋	四二一	日本橋郵便局	新右衛門町
日本橋	四〇四	日本橋郵便局	本町二丁目
浪花	四二八五	浪花郵便局	小傳馬町

深川區

本所	三〇〇二	深川郵便局	小松町
----	------	-------	-----

本郷區

小石川	一三五	駒込郵便局	駒込有町
小石川	七一九	本郷郵便局	本富士町

本所區

本所	三〇〇五	本所郵便局	横綱町
----	------	-------	-----

四谷區

四谷	二四〇四	四谷郵便局	忍町
----	------	-------	----

郡部

大塚	二七	池袋郵便局	北豊島郡西巢鴨池袋
高輪	四六三	大崎郵便局	荏原郡大崎町
本所	四六〇〇	大崎郵便局	南豊島郡大崎町
青山	二四二四	目黒郵便局	豊多摩郡千駄ヶ谷糺田
四谷	四四	柏木郵便局	豊多摩郡淀橋柏木
墨田	一五一	龜戸郵便局	南豊島郡龜戸町
墨田	七〇〇	小松川郵便局	南豊島郡小松川町
高輪	一〇六四	品川郵便局	荏原郡品川町
青山	一〇七八	澁谷郵便局	豊多摩郡澁谷町
高輪	四七八九	澁谷下通郵便局	豊多摩郡澁谷下通
牛込	四〇二〇	下戸塚郵便局	豊多摩郡戸塚下戸塚
高輪	一六二三	下目黒郵便局	荏原郡目黒町
大塚	一八	巢鴨郵便局	北豊島郡巢鴨町
高輪	一〇九九	袖ヶ崎郵便局	荏原郡大崎町
墨田	一〇二二	寺島郵便局	南豊島郡寺島町
下谷	四四〇〇	日暮里渡邊町郵便局	北豊島郡日暮里町
下谷	五〇一五	日暮里渡邊町郵便局	北豊島郡日暮里町
高輪	八六三	濱川郵便局	荏原郡大井町
高輪	一〇七七	南品川郵便局	荏原郡品川南品川
青山	四四九七	目黒郵便局	荏原郡目黒町
四谷	七四	代々木郵便局	豊多摩郡代々木町
四谷	八〇五	淀橋郵便局	豊多摩郡淀橋月管
牛込	四四九九	落合郵便局	下落合新川五〇七
青山	四四二	駒場郵便局	荏原郡目黒町駒場

五、加入區域內公衆電話機設置場所一覽

(區名郡名ノ五十音ニ配列シ更ニ設置場所町名ノ五十音順ニ掲載シタリ)

市内

區名 設置場所

赤坂區

- 青山北町五師範學校前
- 同 同 大明治神宮參道入口
- 同 南町一電車停留所
- 同 同 青山齋場前
- 同 同 六ノ一九六
- 赤坂郵便局前
- 表町一ノ四
- 同 二ノ一七
- 新坂町五九乃木坂停留所前
- 田町六ノ九
- 溜池町一九
- 仲ノ町一六

淺草區

- 淺草寶門前(二ヶ所)
- 同 同 富土館内(二ヶ所)
- 同 淺草劇場側
- 同 公園劇場側
- 同 觀音堂裏
- 同 同 前(三ヶ所)
- 同 同 六區四號地
- 同 傳法院前
- 同 同 六區松竹座内
- 淺草郵便局前
- 淺草區役所横
- 同 馬道八ノ一仁天門前
- 今戶町一ノ二七
- 榮久町一ノ一四
- 北清島町一ノ一六
- 金龍山下瓦町一五
- 黒船町一〇
- 藏前片町一八
- 小島町四ノ七三
- 同 八七
- 同 一二
- 駒形町三六
- 榮久町四四
- 山谷町二六
- 左衛門町一
- 地方今戶町九三
- 新谷町一七
- 同 一四
- 須賀町一ノ二二
- 千束町一ノ一二
- 同 二ノ二五五
- 同 三ノ五九
- 同 二ノ一四〇
- 聖天町四〇
- 田原町一ノ七
- 田中町六七
- 田島町一
- 永住町五〇
- 橋場町六四
- 花川戸町五八
- 松葉町五三
- 向柳原二ノ一
- 山宿三一
- 吉原京町一ノ一六

麻布區

- 今井町三四
- 飯倉町二ノ一六
- 一本松四一
- 霞町一七
- 同 二
- 新廣尾二ノ一〇八(古川橋際)
- 同 一ノ一二六
- 東町六(二ノ橋停留所前)
- 廣尾橋際
- 本村町一四七交番前
- 狸穴町二七
- 森元三ノ七
- 盛岡町一
- 六本木四九

牛込區

- 市ヶ谷砂土原町二ノ二
- 同 同 二ノ一四
- 同 臺町一六
- 同 富久町二一
- 同 本村町幼年學校前
- 同 柳町五
- 飯田橋際(二ヶ所)
- 牛込見附
- 喜久井町三七
- 細工町二七
- 着町二六
- 津久戸町一七
- 中里町二七
- 西五軒町四四
- 馬場下町三交番前
- 辨天町二一
- 矢來町八交番前
- 若松町三四
- 早稻田鶴巻町四〇九

神田區

- 淡路町一ノ一
- 和泉橋二
- 小川町一
- 同 四九
- 金澤町二五
- 神田橋北詰
- 神田驛構内
- 神田郵便局前
- 猿樂町二五
- 同 八
- 佐久間町河岸四〇號
- 新銀町三二
- 末廣町一〇
- 須田町停留場際
- 駿河臺下
- 駿河臺鈴木町二四御茶ノ水驛構内
- 富士町一二
- 通神保町五
- 三崎町二ノ八
- 仲町萬世橋停留場前
- 錦町二一
- 同 三ノ一〇

京 橋 區

花岡町(秋葉原驛構内)
松枝町七
萬世橋驛前
南乗物町一五
三崎町三ノ一二九
同 二ノ八

出雲町一
魚市場内
尾張町二ノ一
大川端町三永代橋西詰
歌舞伎座内
鍛冶橋際
北櫻河岸二八
同 櫻橋北詰

京橋郵便局前
銀座一ノ五京橋南詰
同 二ノ七
北紺屋町二京橋北詰
木挽町四ノ二
新橋演舞場内
新船松町九
新富町六ノ三
新佃西町一ノ六
新湊町五ノ一
高島屋呉服店內

築地二ノ二一
同 四ノ一魚河岸橋際
月島通五ノ九
同 九ノ七
濱町六
本材木町三ノ二
松屋呉服店內(二ヶ所)
松坂屋呉服店內
湊町一ノ一六高橋際
南小田原町二ノ一三
元數寄屋町二ノ一

江戸川町一
大塚坂下町護國寺前
大塚仲町二〇
大塚辻町六
音羽六ノ一八
大原町九
駕籠町三〇
春日町五二(二ヶ所)

小石川電話分局前
同 郵便局前
同 雜司ヶ谷六七
小日向水道町九
小日向水道町三一
指ヶ谷町四二
三軒町二
關口水道町四九
第六天町一三
竹早町二二
白山前町二五
白山御殿町八植物園前
原町一二
同 三ノ一
水川下交番前
水川下町四三
砲兵工廠前
柳町二四

小 石 川 區

麴 町 區

飯田町一ノ一〇
同 五ノ一
同 驛前
市ヶ谷驛前
内幸町二
海上ビル三階
上六番町三七
區裁判所構内(二ヶ所)
九段電話分局前
警視廳前
麴町六ノ一四
麴町郵便局前
三番町五
帝國ホテル内
帝國内(二ヶ所)

東京ステイションホテル内
東京驛降車口(三ヶ所)構内
同 乗車口(三ヶ所)構内
同 乗車口前巡查派出所裏(二ヶ所)
東京中央電話局前
二葉女學校前
富士見町一ノ五(九段坂上)
報知新聞社前
邦樂座内
丸ビル東口
丸ビル三階
三菱案内所側
有樂町一ノ二(二ヶ所)

赤羽町一
愛宕下町二ノ一
愛宕町二ノ一
伊皿子町六七
宇田川町
御成門際
神谷町三四
慶應義塾門前
琴平町三
櫻田本郷町九
白金猿町五八
同 臺町一ノ七五
同 臺町二ノ七
白金三光町郵便局前
白金三光町二〇三
芝口一ノ一六
新橋郵便局前
同 驛構内
同 郵便局分室前
同 驛前

新堀河岸三一
田町一ノ一二
高輪南町(京濱電車構内)
同 車町三七
同 臺町三七
同 電話分局前
同 電話分局前
通新町一
虎ノ門停留場前(今入町)
土手跡町一
西久保櫻川町一五
濱松町九
露月町二〇

芝 區

下 谷 區

- 日ノ出町一〇
- 二葉町一四
- 本芝一ノ三
- 同 四ノ六
- 南濱町(竹芝橋際)
- 三田松坂町三六
- 池ノ端七軒町三八
- 市村座内
- 上野驛構内(三ヶ所)
- 同 山下町口(三ヶ所)
- 同 電車乗降出入口(二ヶ所)
- 同 公園入口
- 同 公園圖書館内
- 同 公園東照宮前
- 同 櫻木町二二
- 同 花岡町八
- 鶯谷驛前
- 御徒町一ノ一
- 同 驛前
- 御徒町二ノ一六
- 金杉上町一六
- 同 二二
- 金杉下町三輪車庫前
- 上根岸三四
- 北稻荷町六
- 豊住町一九
- 坂本町三ノ三
- 下谷郵便局前
- 下谷電話分局前
- 二長町二
- 同 二二
- 松坂屋呉服店前
- 同 店 地下室、三階、五階、七階
- 同 新館一階
- 三ノ輪町八三
- 谷中天王寺町四五
- 洲泉寺町三七六
- 兜町一海運橋際
- 堀殿町三ノ一一
- 龜島町一ノ二九
- 小網町鑑河岸二ノ一二
- 小傳馬町三ノ一三
- 吳那町一ノ三
- 白木屋呉服店一階
- 同 四階
- 新大橋西詰
- 高砂町一四
- 鐵砲町一五
- 東京株式取引所内
- 東方河岸親父橋東詰
- 同 二ノ六
- 同 三ノ三
- 日本橋南詰
- 同 北詰
- 箱崎町四ノ一
- 同 一ノ一 湊橋際
- 濱町三ノ一 中橋際
- 久松町四〇 小川橋際

日 本 橋 區

深 川 區

- 堀留町二ノ一九
- 本石町一ノ一一
- 松島町五
- 三越呉服店一階
- 同 二階
- 同 三階
- 南茅場町三八
- 室町三ノ一〇
- 明治座内一階
- 同 二階
- 元大坂町一一
- 横山町二ノ一二
- 兩國橋際
- 兩國郵便局前
- 伊勢崎町三五
- 入船町一八
- 清住町二〇
- 黒江町三三
- 洲崎辨天町一ノ一五
- 同 二ノ一
- 千田町二二
- 中島町一
- 西平井町四
- 同 一五
- 西町二六
- 東森下町四〇
- 東元町一高橋北詰
- 東大工町四八
- 深川八幡前
- 古石場市營住宅地内
- 本村町一八九
- 御船藏前三三
- 門前仲町三八
- 靈岸町六四
- 切通町一
- 金助町二三
- 駒込港嘉町五〇
- 同 吉祥寺町八
- 同 坂下町三
- 同 神明町一八一
- 同 千駄木一ナ
- 同 病院前
- 同 林町一二四
- 同 富士前町七三
- 同 齋菜町一一
- 同 郵便局前
- 第一高等學校前
- 帝大赤門前
- 同 病院入口
- 同 病院外科前
- 根津宮永町二八
- 同 八重垣町四二
- 本郷一ノ一
- 同 三ノ角
- 本郷座内
- 丸山福山町一二
- 向岡彌生町三
- 元町一ノ五
- 森川町一

本 郷 區

市外

往原郡

大井驛構内(二ヶ所)
 大井町御林一五七
 大崎驛前
 大崎谷山池台二〇九
 上大崎目黒橋際
 上大崎四四四
 上大崎目黒電鐵驛構内
 上目黒二〇七九
 桐ヶ谷郵便局前
 京濱電車品川驛前
 品川郵便局前
 品川驛前(二ヶ所)
 品川步行新宿交番前
 下大崎郵便局前
 同 三一一
 同 二七二
 下目黒油面九五四
 下目黒二七八
 同 九八六
 玉川電車大橋停留場側
 中目黒四七〇
 同 原一〇八一
 同 七九四
 南品川三木九三二
 同 宿二四
 同 青物横町
 同 宿一五三
 目黒蒲田線不動驛前
 目黒驛前
 池袋驛東口
 同 西口
 同 前
 大塚驛前(二ヶ所)
 尾久田島町役場前
 上尾久宮村一八七八
 上尾久一四三九
 同 九五九
 駒込驛構内
 下尾久四六七
 同 七六二
 同 九二七
 巢鴨郵便局前
 同 驛前
 同 町宮下一七六九
 同 町一ノ一八
 同 上駒込染井六三五
 同 上駒込九七六
 同 三六六
 高田雜司ヶ谷三一三
 同 同 五一六
 同 同 七一〇
 同 四ツ家三二三
 同 豊川町四三
 高田馬場驛前
 澁ノ川中里二六六

本所區

湯島二ノ一
 湯島三ノ二三、二四
 同 三組町三二
 同 切通坂町一〇
 同 天神町三ノ三
 弓町一ノ六
 淺草驛構内(二ヶ所)
 押上町二六
 東兩國四ノ一
 錦糸町一九三城東電車驛前
 錦糸町驛構内
 北豎川河岸一八九
 菊川町二菊川橋際
 小梅瓦町一
 江東橋(西桂河岸一號)
 國技館前
 外手町一三
 千歳町五一
 仲ノ郷竹町三八
 同 業平町一八一
 林町二ノ七四
 法恩寺橋東詰
 本所郵便局前
 松井町四
 松代町一ノ二
 綠町三ノ二一
 同 五ノ三〇
 向島須崎町一〇六先
 同 須崎町二四七
 向島押上町二〇三
 柳島元町一六九
 同 横川町一
 横川町八四
 東兩國一ノ一
 兩國驛構内(二ヶ所)
 若宮町二

四谷區

麴町一二ノ四
 左門町八七
 信濃町驛構内
 同 慶應病院前
 傳馬町三ノ九
 南伊賀町一五
 四谷新宿一ノ一五
 同 二ノ五一
 同 二ノ二三
 同 三ノ七
 同 三ノ四八
 同 ぼてい屋吳服店內
 四谷驛構内
 四谷郵便局前

六、電話に關する

參考規定類

イ、電信法拔萃

- 第一條 電信及電話ハ政府之ヲ管掌ス
- 第二條 左ニ掲クル電信又ハ電話ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ私設スルコトヲ得
 - 一 一邸宅内若クハ一構内ニ於テ専用ニ供スル爲メ施設スルモノ
 - 二 鐵道業其他電信電話ノ専用ヲ必要トスル事業ノタメ施設スルモノ
 - 三 公共團體ノ事務執行ノ爲一市區町村内若ハ隣接市區町村間ニ於テ公署相互間又ハ一郡市區内ニ於テ公署ト第一次監督官廳トノ間ニ施設スルモノ
 - 四 電報送受ノ目的ヲ以テ一人ノ専用ニ供スル爲メ電信官署トノ間ニ施設スルモノ
 - 五 一市區町村内若ハ隣接市區町村間ニ於テ又ハ電信電話ノ連絡ナク且第四號ニ依ルヲ不適當トスル市區町村間ニ於テ一人又ハ一營業ノ専用ニ供スル爲メ施設スルモノ
- 第三條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ニ依リ施設シタル電信又ハ電話ヲ公衆通信又ハ軍事上必要ナル通信ノ用ニ供セシムルコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ吏員ヲ派遣シテ其ノ取扱ヲ爲サシムルコトヲ得
- 第四條 主務大臣ハ公安ノ爲必要ト認ムルトキハ區域ヲ定メ電信又ハ電話ニ依ル通信ヲ停止若ハ制限スルコトヲ得
- 第五條 電信又ハ電話ニ依ル通信ニシテ公安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルトキハ主務大臣ノ指定シタル電信官署又ハ電話官署ニ於テ之ヲ停止スルコトヲ得
- 第六條 職務執行中ノ電信又ハ電話ノ工夫配達人及配達用車馬等ハ道路ニ障礙アリテ通行シ難キ場合ニ於テ塙壁又ハ欄柵ナキ宅地田畑其他ノ場所ヲ通行スルコトヲ得此場合ニ於テハ政府ハ被害者ノ請求ニ因リ其ノ損害ノ賠償ヲ爲スヘシ
- 第七條 職務執行中ノ電信又ハ電話ノ工夫配達人及配達用車馬等事故ニ遭遇シタル場合ニ於テ電信又ハ電話ノ工夫配達人若ハ吏員ヨリ助力ヲ求メラレタル者ハ正當ノ理由

ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス此ノ場合ニ於テハ政府ハ助力者ノ請求ニ因リ相當ノ報酬ヲ爲スヘシ

第八條 職務執行中ノ電信又ハ電話ノ工夫配達人及配達用車馬等ニ對シテハ渡津、運河、道路、橋梁其ノ他ノ場所ニ於ケル通行錢ヲ請求スルコトヲ得ス

前項ノ工夫及配達人ハ何時ニテモ渡津ノ出船ヲ求ムルコトヲ得

第九條 政府ハ電信又ハ電話ノ用ニ供スル爲メ鐵道用地及停車場建物ノ一部ヲ使用シ必要アルトキハ建物ノ建築又ハ改築ヲ命スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ土地建物ノ使用料及建築改築ノ費用ハ請求ニ因リ政府之ヲ支給ス

第十條 政府ハ鐵道用地内ニ電信線又ハ電話線ヲ施設シタルトキハ使用料ヲ支給セス

第十一條 電信若ハ電話専用ノ物件又ハ現ニ其ノ用ニ供スル物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第十二條 電信又ハ電話取扱ニ關シ電信官署又ハ電話官署ニ對シテ無能力者ノ爲シタル行爲ハ能力者ノ爲シタルモノト看做ス

第十三條 電信又ハ電話ニ關スル料金及電信又ハ電話ニ依ル通信ノ取扱ニ必要ナル制限ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十四條 電信又ハ電話ニ關スル既納及過納ノ料金ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ還附セス

第十五條 電信又ハ電話ニ關スル料金納付ノ義務ハ其ノ納付スヘキ日ヨリ六箇月内ニ納付ノ告知ヲ受ケサルニ因リテ消滅ス

第十六條 電信又ハ電話ニ關スル料金ノ不納金額ハ電信官署又ハ電話官署ニ於テ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收ス

第十七條 前項ノ不納金額ニ付電信官署又ハ電話官署ハ國稅ニ次キ先取特權ヲ有ス

第十八條 電信又ハ電話ニ依ル通信ニシテ電信、電話、無線電信、無線電話、郵便、郵便爲替、郵便貯金ノ事務又ハ氣象報告ニ關スルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ無料ト爲スコトヲ得

第十九條 電信又ハ電話ニ關スル料金ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外郵便切手ヲ以テ納付スヘシ

第二十條 電信又ハ電話ノ取扱ニ關シテハ政府ハ損害賠償ノ責ニ任セス

第二十一條 電信又ハ電話ノ取扱ニ關シテハ政府ハ損害賠償ノ責ニ任セス

第二十二條 電信又ハ電話ノ取扱ニ關シテハ政府ハ損害賠償ノ責ニ任セス

第二十三條 電信又ハ電話ノ取扱ニ關シテハ政府ハ損害賠償ノ責ニ任セス

第二十四條 電信又ハ電話ノ取扱ニ關シテハ政府ハ損害賠償ノ責ニ任セス

第二十五條 本法ニ依ル損害賠償又ハ報酬ノ請求權ハ主務大臣ノ指定シタル電信官署又ハ電話官署ニ對シ其ノ事實アリタル日ヨリ三箇月間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

第二十六條 電信官署若ハ電話官署ノ賠償又ハ報酬ニ關スル決定ニ對シ不服アル者ハ其通知ヲ受ケタル日ヨリ三箇月以内ニ民事訴訟ヲ提起スル事ヲ得

第二十七條 不法ニ電信、電話ヲ施設シ又ハ不法ニ施設シタル電信、電話ヲ使用シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條ノ二 主務官署カ命令ノ定ムル所ニ依リ私設ノ電信又ハ電話ノ撤去ヲ命シタル場合ニ於テ期間内ニ之ヲ撤去セサル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

撤去ヲ命セラレタル私設ノ電信又ハ電話ヲ使用シタル者亦同シ

第二十八條 私設ノ電信若ハ電話ヲ他人ノ用ニ供シタル者又ハ其私設者ニ非スシテ之ヲ使用シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

私設ノ電信又ハ電話ニ依賴シ通信ヲ爲サシメタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十八條ノ二 第二十七條第二十七條ノ二第二項及前條第一項ノ場合ニ於テ金錢物品ヲ收得シタルトキハ之ヲ沒收ス既ニ消費又ハ讓渡シタルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第二十九條 第三條ノ場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ電信、電話ノ供用ヲ拒ミ又ハ第九條ノ場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ鐵道用地、停車場建物ノ使用ヲ拒ミ若ハ停車場建物ノ建築改築ヲ爲ササル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條 第六條ノ場合ニ於テ通行ヲ拒ミ又ハ第七條ノ場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ助力ヲ拒ミ又ハ第八條ノ場合ニ於テ通行錢ヲ強要シ若ハ正當ノ理由ナクシテ渡津ノ出船ヲ拒ミタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十一條 電信官署又ハ電話官署ノ取扱中ニ係ル通信ノ秘密ヲ侵シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

電信又ハ電話ノ事務ニ從事スル者前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第三十二條 不法ニ電信、電話ニ關スル料金を免レ又ハ他人ヲシテ之ヲ免レシメタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

電信又ハ電話ノ事務ニ從事スル者前項ノ行

爲ヲナシタル時ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 自己若ハ他人ニ利益ヲ與ヘ又ハ他人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ電信又ハ電話ニ依リ虛偽ノ通信ヲ發シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ電信爲替ニ要スヘキ電報ニ係ルトキハ七年以下ノ懲役ニ處ス

第三十六條 電信若ハ電話ノ事務ニ從事スル者正當ノ事由ナクシテ通信ノ取扱ヲ爲ササルトキ又ハ之ヲ遲延セシメタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 電信若ハ電話ニ依ル通信ヲ障礙シ又ハ障害スヘキ行爲ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 電信線若ハ電話線ノ建築修理又ハ線路ノ巡視測量ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 電信、電話ノ線路若ハ其支持物ニ物品ヲ懸ケ若ハ擲チ又ハ之ニ動物若ハ舟筏ヲ繋キ又ハ之ヲ汚穢シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

電信又ハ電話線路ノ測量標ヲ毀棄汚穢シタル者亦同シ

第四十條 主務官署ノ指定シタル水底電信線路若ハ水底電話線路ノ區域内ニ於テ船舶ヲ繋留シ又ハ漁業採藻ヲ爲シ若ハ土砂ヲ掘鑿シ又ハ水底電信線若ハ水底電話線ノ號標ニ舟筏ヲ繋キ又ハ其ノ號標ヲ毀棄シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

水底電信線若ハ水底電話線ノ布設若ハ修理ノ爲其ノ位置ヲ示スヘキ浮標又ハ其布設若ハ修理ニ從事スル船舶ヨリ主務官署ノ指定シタル距離内ニ於テ前項ノ行爲ヲ爲シ若ハ航行シタル者亦同シ

第四十一條 第二十七條、第二十七條ノ二第二項、第二十八條、第三十一條乃至第三十三條、第三十五條、第三十七條、第三十八條及前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第四十三條 公衆通信又ハ第三條第一項ニ依リ現ニ軍事通信ノ用ニ供スル私設ノ電信又ハ電話ニ關シテハ第九條ヲ除クノ外本法中政府ノ施設ニ係ル電信又ハ電話ニ關スル規定ヲ準用ス

第四十四條 電信又ハ電話ニ非スト雖モ通報信號ヲナスモノニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

爲ヲナシタル時ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 自己若ハ他人ニ利益ヲ與ヘ又ハ他人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ電信又ハ電話ニ依リ虛偽ノ通信ヲ發シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ電信爲替ニ要スヘキ電報ニ係ルトキハ七年以下ノ懲役ニ處ス

第三十六條 電信若ハ電話ノ事務ニ從事スル者正當ノ事由ナクシテ通信ノ取扱ヲ爲ササルトキ又ハ之ヲ遲延セシメタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 電信若ハ電話ニ依ル通信ヲ障礙シ又ハ障害スヘキ行爲ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 電信線若ハ電話線ノ建築修理又ハ線路ノ巡視測量ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 電信、電話ノ線路若ハ其支持物ニ物品ヲ懸ケ若ハ擲チ又ハ之ニ動物若ハ舟筏ヲ繋キ又ハ之ヲ汚穢シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

電信又ハ電話線路ノ測量標ヲ毀棄汚穢シタル者亦同シ

第四十條 主務官署ノ指定シタル水底電信線路若ハ水底電話線路ノ區域内ニ於テ船舶ヲ繋留シ又ハ漁業採藻ヲ爲シ若ハ土砂ヲ掘鑿シ又ハ水底電信線若ハ水底電話線ノ號標ニ舟筏ヲ繋キ又ハ其ノ號標ヲ毀棄シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

水底電信線若ハ水底電話線ノ布設若ハ修理ノ爲其ノ位置ヲ示スヘキ浮標又ハ其布設若ハ修理ニ從事スル船舶ヨリ主務官署ノ指定シタル距離内ニ於テ前項ノ行爲ヲ爲シ若ハ航行シタル者亦同シ

第四十一條 第二十七條、第二十七條ノ二第二項、第二十八條、第三十一條乃至第三十三條、第三十五條、第三十七條、第三十八條及前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第四十三條 公衆通信又ハ第三條第一項ニ依リ現ニ軍事通信ノ用ニ供スル私設ノ電信又ハ電話ニ關シテハ第九條ヲ除クノ外本法中政府ノ施設ニ係ル電信又ハ電話ニ關スル規定ヲ準用ス

第四十四條 電信又ハ電話ニ非スト雖モ通報信號ヲナスモノニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

爲ヲナシタル時ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 自己若ハ他人ニ利益ヲ與ヘ又ハ他人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ電信又ハ電話ニ依リ虛偽ノ通信ヲ發シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ電信爲替ニ要スヘキ電報ニ係ルトキハ七年以下ノ懲役ニ處ス

第三十六條 電信若ハ電話ノ事務ニ從事スル者正當ノ事由ナクシテ通信ノ取扱ヲ爲ササルトキ又ハ之ヲ遲延セシメタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 電信若ハ電話ニ依ル通信ヲ障礙シ又ハ障害スヘキ行爲ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 電信線若ハ電話線ノ建築修理又ハ線路ノ巡視測量ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 電信、電話ノ線路若ハ其支持物ニ物品ヲ懸ケ若ハ擲チ又ハ之ニ動物若ハ舟筏ヲ繋キ又ハ之ヲ汚穢シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

電信又ハ電話線路ノ測量標ヲ毀棄汚穢シタル者亦同シ

第四十條 主務官署ノ指定シタル水底電信線路若ハ水底電話線路ノ區域内ニ於テ船舶ヲ繋留シ又ハ漁業採藻ヲ爲シ若ハ土砂ヲ掘鑿シ又ハ水底電信線若ハ水底電話線ノ號標ニ舟筏ヲ繋キ又ハ其ノ號標ヲ毀棄シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

水底電信線若ハ水底電話線ノ布設若ハ修理ノ爲其ノ位置ヲ示スヘキ浮標又ハ其布設若ハ修理ニ從事スル船舶ヨリ主務官署ノ指定シタル距離内ニ於テ前項ノ行爲ヲ爲シ若ハ航行シタル者亦同シ

第四十一條 第二十七條、第二十七條ノ二第二項、第二十八條、第三十一條乃至第三十三條、第三十五條、第三十七條、第三十八條及前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第四十三條 公衆通信又ハ第三條第一項ニ依リ現ニ軍事通信ノ用ニ供スル私設ノ電信又ハ電話ニ關シテハ第九條ヲ除クノ外本法中政府ノ施設ニ係ル電信又ハ電話ニ關スル規定ヲ準用ス

第四十四條 電信又ハ電話ニ非スト雖モ通報信號ヲナスモノニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

爲ヲナシタル時ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 自己若ハ他人ニ利益ヲ與ヘ又ハ他人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ電信又ハ電話ニ依リ虛偽ノ通信ヲ發シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ電信爲替ニ要スヘキ電報ニ係ルトキハ七年以下ノ懲役ニ處ス

第三十六條 電信若ハ電話ノ事務ニ從事スル者正當ノ事由ナクシテ通信ノ取扱ヲ爲ササルトキ又ハ之ヲ遲延セシメタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 電信若ハ電話ニ依ル通信ヲ障礙シ又ハ障害スヘキ行爲ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 電信線若ハ電話線ノ建築修理又ハ線路ノ巡視測量ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 電信、電話ノ線路若ハ其支持物ニ物品ヲ懸ケ若ハ擲チ又ハ之ニ動物若ハ舟筏ヲ繋キ又ハ之ヲ汚穢シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

電信又ハ電話線路ノ測量標ヲ毀棄汚穢シタル者亦同シ

第四十條 主務官署ノ指定シタル水底電信線路若ハ水底電話線路ノ區域内ニ於テ船舶ヲ繋留シ又ハ漁業採藻ヲ爲シ若ハ土砂ヲ掘鑿シ又ハ水底電信線若ハ水底電話線ノ號標ニ舟筏ヲ繋キ又ハ其ノ號標ヲ毀棄シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

水底電信線若ハ水底電話線ノ布設若ハ修理ノ爲其ノ位置ヲ示スヘキ浮標又ハ其布設若ハ修理ニ從事スル船舶ヨリ主務官署ノ指定シタル距離内ニ於テ前項ノ行爲ヲ爲シ若ハ航行シタル者亦同シ

第四十一條 第二十七條、第二十七條ノ二第二項、第二十八條、第三十一條乃至第三十三條、第三十五條、第三十七條、第三十八條及前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第四十三條 公衆通信又ハ第三條第一項ニ依リ現ニ軍事通信ノ用ニ供スル私設ノ電信又ハ電話ニ關シテハ第九條ヲ除クノ外本法中政府ノ施設ニ係ル電信又ハ電話ニ關スル規定ヲ準用ス

第四十四條 電信又ハ電話ニ非スト雖モ通報信號ヲナスモノニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

爲ヲナシタル時ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 自己若ハ他人ニ利益ヲ與ヘ又ハ他人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ電信又ハ電話ニ依リ虛偽ノ通信ヲ發シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ電信爲替ニ要スヘキ電報ニ係ルトキハ七年以下ノ懲役ニ處ス

第三十六條 電信若ハ電話ノ事務ニ從事スル者正當ノ事由ナクシテ通信ノ取扱ヲ爲ササルトキ又ハ之ヲ遲延セシメタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 電信若ハ電話ニ依ル通信ヲ障礙シ又ハ障害スヘキ行爲ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 電信線若ハ電話線ノ建築修理又ハ線路ノ巡視測量ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 電信、電話ノ線路若ハ其支持物ニ物品ヲ懸ケ若ハ擲チ又ハ之ニ動物若ハ舟筏ヲ繋キ又ハ之ヲ汚穢シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

電信又ハ電話線路ノ測量標ヲ毀棄汚穢シタル者亦同シ

第四十條 主務官署ノ指定シタル水底電信線路若ハ水底電話線路ノ區域内ニ於テ船舶ヲ繋留シ又ハ漁業採藻ヲ爲シ若ハ土砂ヲ掘鑿シ又ハ水底電信線若ハ水底電話線ノ號標ニ舟筏ヲ繋キ又ハ其ノ號標ヲ毀棄シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

水底電信線若ハ水底電話線ノ布設若ハ修理ノ爲其ノ位置ヲ示スヘキ浮標又ハ其布設若ハ修理ニ從事スル船舶ヨリ主務官署ノ指定シタル距離内ニ於テ前項ノ行爲ヲ爲シ若ハ航行シタル者亦同シ

第四十一條 第二十七條、第二十七條ノ二第二項、第二十八條、第三十一條乃至第三十三條、第三十五條、第三十七條、第三十八條及前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第四十三條 公衆通信又ハ第三條第一項ニ依リ現ニ軍事通信ノ用ニ供スル私設ノ電信又ハ電話ニ關シテハ第九條ヲ除クノ外本法中政府ノ施設ニ係ル電信又ハ電話ニ關スル規定ヲ準用ス

第四十四條 電信又ハ電話ニ非スト雖モ通報信號ヲナスモノニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

口、電話規則

- 第一條 電話加入ヲ分チテ左ノ三種トス
 - 一 單獨加入 一加入ニ付一回線ヲ有スルモノ
 - 二 共同線加入 二加入共同シテ一回線ヲ有スルモノ
 - 三 連接加入 單獨加入ニ連接シテ一加入ヲ爲スモノ
- 連接加入ハ單獨加入一箇ニ付一箇ヲ限リ連接スルモノトス
- 但シ自働交換方式ニ依リ電話交換ヲ爲ス局以下自働式局ト稱ス所屬ノ電話加入ハ單獨加入及共同線加入ノ二種トス
- 第二條 共同線加入ノ電話機設置場所ハ相手方タル共同線加入ノ電話線路ヨリ直徑二十メートル以内ノ場所タルヘシ
- 連接加入ノ電話機設置場所ハ其ノ連接ヲ爲スヘキ單獨加入(以下ニ本)ノ電話機設置場所ヨリ直徑二百二十メートル以内ノ場所タルヘシ
- 特別ノ事情アル場合ハ前二項ノ制限ヲ超ユルコトヲ得
- 第三條 電話加入區域ハ普通加入區域及特別加入區域ノ二種トシ其ノ加入區域ハ別ニ之ヲ定ム
- 逓信大臣ニ於テ事業上又ハ工事上支障ナシト認ムルトキハ電話加入區域ニ拘ラス電話取扱局ヨリ十二キロメートル以内ノ地ニ於テ加入セシム
- 前項ニ依ル加入申込者又ハ加入者ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外當該電話取扱局ノ特別加入區域内ニ在ルモノト看做ス
- 第二項ノ距離ハ逓信大臣ノ定ムル所ニ依ル
- 第四條 前條第二項ニ依ル加入申込者又ハ加入者ニ對シテハ所轄逓信局長ノ指示スル所ニ依リ當該電話取扱局ノ加入區域外ニ於ケル電話線路ヲ建設シ無償ニテ之ヲ政府ニ引渡サシムルコトアルヘシ
- 第五條 電話加入ハ二人以上合同シテ一加入ヲ爲スコトヲ得ス
- 第六條 電話加入ヲ爲サムトスル者ハ一加入毎ニ加入申込書(書式)ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ
- 連接加入ヲ爲サムトスルトキハ本加入者ノ

- 承諾書(書式)ヲ添附シ共同線加入ニシテ其ノ相手方ヲ選擇シタルトキハ別ニ雙方連署シタル請求書ヲ差出スヘシ
- 他人ノ所有ニ係ル家屋ニ電話機ヲ設置セムトスルトキハ其ノ家屋所有者ノ承諾書(書式)ヲ加入申込書ニ添付スヘシ
- 第七條 加入申込者又ハ加入者其ノ使用ニ供スル電話機ニ依リ長距離ノ通話區域ニ於ケル通話ヲ爲サムトスルトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ
- 前項ノ請求ヲ取消シ又ハ該通話ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ
- 第八條 加入申込者又ハ加入者其ノ加入回線ヲ發信用ニ供セムトスルトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ
- 第九條 電話開通ノ順序ハ加入申込登記ノ順序ニ依ル
- 電話機設置場所ニ變更アリタル加入申込ニ付前項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ其ノ變更アリタル時ニ於テ加入申込登記ヲ爲シタルモノト看做ス但シ所轄逓信局長ニ於テ特別ノ事情アリト認ムルモノハ此限ニ在ラズ
- 第十條 電話取扱局ニ於テ電話加入ノ申込ヲ受理シタルトキハ其ノ申込順序ニ依リ之ヲ原簿ニ登記シ其ノ順番ヲ申込者ニ通知スヘシ但シ新ニ電話交換事務ヲ開設スル場合ニ於テハ其ノ加入申込受理開始ノ日ヨリ三日間ニ於ケル加入申込ニ對スル登記順番ハ所轄逓信局長之ヲ定ム
- 第十一條 左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ於ケル電話ノ開通ハ申込登記ノ順番ニ依ラス之ヲ繰上クルコトヲ得
 - 一 官廳、公署及公益事業ノ用ニ供スルモノ
 - ニシテ特急架設ノ必要アリト認メタルモノ
- 二 工事施行上ノ都合ニ依ルモノ
- 三 連接加入ノ申込
- 四 現ニ加入者タルモノ又ハ申込登記ノ順番ニ依リ開通スヘキ加入申込者ト共同線加入トナリ得ヘキモノ
- 五 加入申込者所轄逓信局長ノ指示スル所ニ依リ電話施設ニ要スル費用又ハ物件ヲ政府ニ寄附スル場合ノ申込
- 第十二條 前條第五號ノ加入申込又ハ之ニ依リ開通シタル電話ニ關シテハ電話至急開通規則ヲ準用ス

第十三條 左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ電話ノ開通ハ申込登記ノ順番ニ依ラス之ヲ繰延フヘシ但シ所轄通信局長ニ於テ特ニ其ノ必要ヲ認メタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 同一名義ニ屬スル二箇以上ノ加入申込中一箇以外ノモノ(同一ノ區域又ハ同一ノ電話設備場所トシテ加入申込及同一ノ區域又ハ同一ノ居住スル區域又ハ同一ノ電話設備場所トシテ加入申込スルモノト見做ス)

二 工事施行上順番ニ依リ難キモノ

三 電話開通工事施行ノ猶豫ヲ請求シタルモノ

第十四條 加入申込登記ノ順番ニ依リ開通シ得ヘキ共同線加入申込ニシテ相手方ナキトキハ相手方アルヲ俟テ之ヲ開通ス但シ相手方アル迄單獨加入ノ料金ヲ納ムルコトヲ申出ツルトキハ特ニ之ヲ開通ス

第十五條 電話ヲ開通シタルトキハ當該電話取扱局ニ於テ一加入毎ニ一箇ノ電話番號ヲ定ム但シ共同線加入ノ電話番號ハ工事上ノ必要アル場合ヲ除ク外其ノ相手方ト又連接加入ノ電話番號ハ本加入ト同一ノ番號ヲ附ス

第十六條 左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ電話番號ヲ變更スルコトアルヘシ

一 加入種類ヲ變更シタルトキ

二 第四十八條ニ依リテ所屬管ヲ爲シタルトキ

三 同一加入區域内ニ於テ所屬電話取扱局ヲ異ニスルニ至リタルトキ

四 工事上ノ必要アルトキ

五 甲種ノ電話機増設ヲ爲シタルトキ

第十七條 左記各號ノ事項ハ之ヲ電話番號簿ニ掲載ス

一 電話番號

二 加入者ノ氏名、稱號

三 電話機設置場所

四 其ノ他交換取扱上必要ナル事項

左記各號ノ一ニ該當スル電話ニ關シテハ電話番號簿ノ掲載ヲ爲ササルコトアルヘシ

一 第八條ニ依ル請求ヲ爲シタルモノ

二 甲種ノ増設電話機ヲ共通ニ接續スル加入回線中一箇以外ノモノ

三 加入申込者又ハ加入者ニ於テ電話番號簿掲載ノ省略ヲ請求シタルモノ

第十八條 加入申込者又ハ加入者自己ノ電話番號索引ヲ便ナラシムカ爲氏名、稱號等ノ區別ニ從ヒ電話番號簿中二箇所以上ニ名義ヲ掲載セムコトヲ望ムトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ

第十九條 加入申込者又ハ加入者自己ノ名義ニ代フルニ電話機設置場所居住者ノ名義ヲ電話番號簿ニ掲載セムコトヲ望ムトキハ左記各號ノ事項ヲ記載シタル請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ但シ同一加入ニ對シ二人以上ノ者ノ名義ヲ掲載スルコトヲ得ス

一 加入申込登記順番及申込者名又ハ電話番號及加入者名

二 電話機設置場所

三 掲載名義

四 加入申込者又ハ加入者ト掲載名義人トノ關係

五 他人名義掲載ヲ必要トスル事由

第十九條ノ二 加入申込者又ハ加入者甲種増設電話機使用者ノ名義ヲ電話番號簿ニ掲載セムコトヲ望ムトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ但シ同一電話機ニ對シ二人以上ノ者ノ名義ヲ掲載スルコトヲ得ス

第十九條ノ三 加入申込者又ハ加入者甲種増設電話機又ハ加入回線ニ接續スル官廳用、私設若ハ市内専用電話機ノ電話番號及設置場所ヲ電話番號簿ニ掲載セムコトヲ望ムトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ

第二十條 加入申込者又ハ加入者前四條ノ請求ヲ取消サムトスルトキ又ハ該掲載ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ

第二十一條 單獨加入ト共同線加入ト相互變更セムトスルトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ

左記各號ノ場合ヲ除クノ外共同線加入ハ單獨加入ニ變更スルコトヲ得ス

一 申込登記順番ニ依ル開通期ニ達シタルトキ

二 第十一條第一號ニ準スルトキ

三 第十一條第五號ニ依リ單獨加入開通ニ相當スル費用若ハ物件ヲ寄附シ又ハ電話至急開通規則若ハ電話特別開通規則ニ依リ開通シタルモノナルトキ

四 前各號ノ一ニ該當スルモ相手方力之ニ該當セサル場合ハ其ノ相手方開通後一年ヲ經過シタルトキ

五 單獨加入ニ變更ノ際第十一條第五號ノ例ニ依リ之ニ要スル費用又ハ物件ヲ寄附スルトキ

連接加入ハ他ノ加入ト相互變更スルコトヲ得ス但シ第二十一條ノ二第一項ノ規定ニ依

該電話取扱局以外ノ局ニ屬スル加入回線ト
共通ニ電話機ノ増設ヲ爲スコトヲ得ス
第三十一條 所轄通信局長ニ於テ必要アリト

認ムルトキハ加入申込者又ハ加入者ヲシテ
甲種増設電話機ノ設備ニ要スル物品及勞力
ヲ供給セシメ若ハ増設電話機ノ設備及維持
ヲ爲サシムルコトアルヘシ前項ノ規定ニ依
リ加入申込者又ハ加入者ノ爲ス設備ハ別ニ
告示スル所ニ依ルコトヲ要シ且其ノ維持ハ
電話官署ニ於テ爲スモノト同等以上ナルコ
トヲ要ス

第三十二條 甲種増設電話機相互間又ハ之ト
加入回線トノ交換取扱ハ所轄通信局長ノ指
示スル所ニ依リ加入者ニ於テ之ヲ爲スヘシ
第三十三條 加入申込者又ハ加入者左記各號
ノ一ニ該當スル増設電話機ヲ使用セムト
スルトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ
差出スヘシ

一 受話機
二 電 鈴
三 同一ノ邸宅又ハ構内ニ於ケル乙種ノ増
設電話機ニシテ加入申込者又ハ加入者ニ
於テ其ノ設備及維持ヲ爲ササルモノ

第三十四條 加入申込者又ハ加入者前條第三
號以外ノ増設電話機ヲ使用セントスルトキ
ハ電話機増設申請書^(第四號)ヲ當該電話取扱局
ヲ經テ所轄通信局長ニ差出シ其ノ許可ヲ受
クヘシ

第三十五條 第三十三條ノ請求ヲ爲シタル者
増設機械ノ種別裝置等ヲ變更シ又前條ノ申
請ヲ爲シタル者第四號書式第一號乃至第四
號第九號乃至第十一號又ハ第十三號ノ事項
ヲ變更セムトスルトキハ前二條ノ規定ニ準
シ其ノ請求書又ハ申請書ヲ差出スヘシ前條
ノ申請ヲ爲シタル者第四號書式第八號第十
二號又ハ第十四號ノ事項ヲ變更シタルトキ
ハ運滞ナク前條ノ規定ニ準シ届出ツヘシ加
入申込者又ハ加入者機械増設ノ請求若ハ申
請ヲ取消シ又ハ増設機械ノ使用ヲ廢止セム
トスルトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局
ニ差出スヘシ

第三十六條 加入申込者又ハ加入者第三十一
條ニ依リ増設電話機ノ設備ヲ爲ス場合ニ於
テ其ノ工事完了シタルトキハ運滞ナク之ヲ
所轄通信局長ニ差出スヘシ

第三十七條 第三十一條ニ依リ増設電話機ノ
設備及維持ヲ爲ス加入者關係加入回線又ハ
増設電話機ノ通話ニ支障ヲ生スヘキ程度ノ
工事ヲ爲サムトスルトキハ豫メ當該電話取

扱局ニ之ヲ届出ツヘシ
第三十八條 第三十一條ニ依リ増設電話機ノ
設備及維持ヲ爲ス加入者ハ電話官署ノ指示
スル所ニ依リ其ノ設備ノ狀況維持ニ關スル
工事ノ種類其ノ施行度數、工事擔當者ノ氏名
等ヲ記錄シ置クヘシ

甲種ノ増設電話機ヲ使用スル加入者ハ當該
電話取扱局ノ指示スル所ニ依リ其ノ増設電
話機ニ關スル通話上ノ故障ノ有無ヲ試驗ス
ヘシ

第三十九條 第三十一條ニ依リ直接増設電話
機ノ設備及維持ニ從事スル者又ハ第三十二
條ニ依リ直接交換取扱ニ從事スル者電話官
署ノ指示ニ從ハサルトキ又ハ所轄通信局長
ニ於テ不適當ト認メタルトキハ加入者ヲシ
テ之ヲ變更セシムヘシ

第四十條 加入電話機設置場所同一ノ邸宅
又ハ構内ニ於テ電信法第二條第一號若ハ官
廳用電信電話規程第一條第一號ニ依リ自己
カ施設スル電話機又ハ市内專用電話規則ニ
依リ自己カ使用ノ許可ヲ得タル電話機ヲ加
入回線ニ接続セムトスルトキハ電話機接続
申請書^(第五號)ヲ當該電話取扱局ヲ經テ所轄通
信局長ニ差出シ其ノ許可ヲ受クヘシ

第十六條第五號第十七條第二項第二號第二
十八條第三號第二十九條第三十條第三十一
條第二項第三十二條第三十五條乃至第三十
九條ノ規定ハ前項ニ依リ加入回線ニ接続ス
ル電話機ニ關シ之ヲ準用ス但シ官廳用、私設
及市内專用電話機ハ本電話機ト通話シ得ル
裝置ト爲スコトヲ得ス

第四十一條 第二十七條第三十三條若ハ第三
十五條第一項ノ請求ヲ受理シ又ハ第三十四
條第三十五條若ハ前條ノ申請ヲ許可シタル
後ト雖工事又ハ交換取扱上其ノ他已ムヲ
得サル事情アルトキハ之ヲ取消シ又ハ其ノ
裝置方法、加入回線數、機械ノ種別箇數等ヲ變
更シ若ハ變更セシムルコトアルヘシ

第四十二條 加入申込者其ノ申込ヲ取消サム
トスルトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局
ニ差出スヘシ

第四十三條 電話加入期間ハ電話開通ノ日ヨ
リ起算シ單獨加入及共同線加入ハ一年トシ、
連接加入ハ三月トス
一年ニ滿タサル一定ノ期間經過後加入取消
ヲ條件トシ第十一條第一號ニ依リ閉通シタ
ル電話ハ前項ノ規定ニ拘ラス其ノ加入期間
ヲ三月トス
前二項ノ期間ヲ超エテ加入ヲ繼續スル場合
ニ於テ其ノ末日カ第五十九條各期ノ中途ナ
ルトキハ該期末日迄ノ日數ヲ附加ス
前各項ノ加入期間以後ハ毎三月ヲ以テ一加
入期間トス

第四十四條 加入者其ノ加入ヲ取消サムトスルトキハ當該加入期ノ末日ヨリ十五日以前ニ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ其ノ請求ヲ爲ササル者ハ次期ノ加入ヲ繼續スルモノト看做ス

第四十五條 加入申込者ノ名義ハ第四十六條ノ場合ヲ除クノ外之ヲ他人ノ名義ニ變更スルコトヲ得ス

加入者其ノ加入名義ヲ變更セムトスルトキハ當事者ノ連署シタル請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出シ其ノ承認ヲ受クヘシ但シ新名義人ノ所有ニ非サル家屋ニ電話機ヲ設置セラルモノナルキトハ其ノ家屋所有者ノ承諾書(第三號)ヲ請求書ニ添附スヘシ

第四十六條 加入申込者又ハ加入者死亡ノ場合ニ於テ其ノ加入申込又ハ加入ヲ繼承セムトスル者ハ其ノ相續人タルノ證明書ヲ添ヘ

其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ第四十七條 第十一條第一號ニ依リ開通シタル電話ハ開通後五年ヲ經過スルニ非サレハ同號以外ノモノノ名義ニ變更スルコトヲ得

但シ選信大臣ニ於テ特ニ認可シタル場合ハ此ノ限りニ有ラス

連接加入ハ之ヲ他人ノ名義ニ變更スルコトヲ得ス但シ前條ノ場合ニ於テ第六條第二項ノ承諾書ヲ添附シテ請求スルトキハ此ノ限りニ在ラス

第四十八條 加入區域變更ノ爲電話機設置場所他ノ加入區域内トナリタルトキハ所屬ヲ變更シ又加入區域外トナリタルトキハ其ノ加入申込又ハ加入ヲ取消ス但シ該加入者カ

第三條第二項ニ依リ加入シタルモノナルトキ若ハ加入ヲ繼續セムトスルトキ又ハ該加入申込者カ同項ニ依リ加入セムトスルトキ

ハ此ノ限りニ在ラス

第四十九條 特設電話規則第二十五條第二項ニ依リ本令ニ依ル加入ニ變更シタル者又ハ官廳用電信電話規程若ハ私設電信規則ニ依

ル電信電話ヲ廢止シテ加入シタル者ニ對シ選信大臣ニ於テ特別ノ事情アリト認ムルトキハ一回線ニ依リ四加入迄共同線加入ヲ爲

サシムルコトアルヘシ

前項ニ依ル共同線加入者ハ其ノ名義又ハ電話機設置場所ノ變更ヲ爲スコトヲ得ス

第五十條 電話開通工事著手ノ際加入申込者ノ所在不明ナルトキ及加入申込者又ハ加入者死亡ノ場合ニ於テ管理人又ハ相續人ヨリ何等申出ナキトキハ其ノ加入申込又ハ加入ヲ取消スコトアルヘシ

第十一條第一號ニ依リ開通シタル電話力開通後五年ヲ經過セサル以前ニ於テ其ノ開通ノ事由消滅シタルトキハ其ノ加入ヲ取消スコトアルヘシ

第五十一條 選信大臣ハ特ニ必要ト認ムル者ニ限り電話線ノ專用ヲ許可スルコトアルヘシ其ノ専用ニ關スル條件料金等ハ別ニ之ヲ定ム

第五十二條 加入申込者ハ加入登記料ヲ納ムヘシ單獨加入ト共同線加入ト相互變更ノ場合ハ新ニ登記料ヲ要セス

特別加入區域ニ屬スヘキ加入申込者ハ電話線接續料ヲ納ムヘシ但シ第四條ニ依リ電話線路ノ引渡ヲ爲シタル場合ハ之ヲ免除シ又

第十一條第五號ニ依リ費用又ハ物件ヲ寄附シタル場合ハ特ニ之ヲ免除スルコトアルヘシ

第五十三條 加入者其ノ名義ヲ變更セムトスルトキハ第四十六條ノ場合ヲ除クノ外名義書換料ヲ納ムヘシ

第五十四條 加入申込者又ハ加入者第十九條乃至第十九條ノ三ノ請求ヲ爲ストキハ左ノ電話番號簿掲載料ヲ納ムヘシ

一 第十九條ノ請求ニ對シテハ他人名義ノ掲載料

二 第十九條ノ二ノ請求ニ對シテハ甲種増設使用者名義ノ掲載料

三 第十九條ノ三ノ請求ニ對シテハ増設及接續電話機設置場所ノ掲載料

加入申込者又ハ加入者第十八條ノ請求ヲ爲ストキハ重複掲載ノ電話番號簿掲載料ヲ納ムヘシ第十九條ノ請求ヲ爲シタル場合一箇

所ヲ超過スル分又ハ第十九條ノ二ノ請求ヲ爲シタル場合同一使用者ニ就キ一箇所ヲ超過スル分ノ掲載ニ對シ亦同シ

前二項ノ料金ハ一會計年度毎ニ之ヲ課ス但シ會計年度ノ中途ニ於テ掲載ヲ爲シ又ハ掲載ヲ取消シタル場合ト雖年額ヲ徵收シ又掲載後會計年度ノ中途ニ於テ料金ニ異動ヲ生

シタルトキハ其ノ會計年度ノ料金ハ異動前ノ額ニ依ル

會計年度ノ末日ヨリ十五日以前ニ第二十條ニ依リ請求書ヲ差出ササルトキハ次ノ會計年度ニ屬スル料金ヲ徵收ス

第五十五條 加入者ハ電話使用料ヲ納ムヘシ左記各號ノ一ニ該當スル加入者ハ附加使用料ヲ納ムヘシ
一 特別加入區域内ニ在ルモノ
二 第七條ノ通話ヲ爲スモノ

三 第二十七條ニ依リ卓上電話機ヲ使用スルモノ

四 第二十八條ニ依リ増設機械ヲ使用スルモノ

五 第四十條ニ依リ官廳用、私設又ハ市内專用電話機ノ接続ヲ爲スモノ

第五十六條 加入者第二十三條ノ請求ヲ爲ストキハ機械移轉料ヲ納ムヘシ

電話機設置場所又ハ加入種類ノ變更其ノ他加入者ノ請求ニ因リ當該電話取扱局ノ普通加入區域外ニ於テ電話線路ノ變更ヲ要スルトキハ單ニ其ノ電話線路ヲ短縮スル場合ヲ除クノ外電話線接続料ヲ納ムヘシ但シ第二十一條第二項第五號ニ依ル場合又ハ第四條ニ依リ電話線路ノ引渡ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五十七條 逓信大臣ニ於テ必要ト認ムル通信事務上ノ電話加入ニ關シテハ前數條ノ規定ニ拘ラス之ヲ無料トス

電話ノ障礙又ハ交換ノ取扱ニ關シ特ニ指定シタル電話官署ノ加入電話ニ對シ加入者ノ爲ス市内通話ニ對シテハ第五十八條第一項第一號ノ度數料ヲ課セス

第五十八條 電話ニ關スル料金ハ左ノ如シ但シ第一號ノ電話使用料ハ電話至急開通規則ニ依リ開通シタル電話ニ對シ之ヲ特定スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ別ニ之ヲ告示ス

一 電話使用料

土地ノ種別 甲地 乙地 丙地 丁地

度數料金施行地
 基本額
 單獨加入 四十五圓 四十圓 三十五圓 三十圓
 共同線加入 三十三圓 二十九圓 二十五圓 二十圓
 連接加入 十六圓 十六圓 十六圓 十六圓

市內通話 一度毎ニ 三錢 三錢 三錢 三錢
 度數料ハ通話ヲ請求シタル加入者ニ之ヲ課ス

自働式局所屬共同線加入者ノ爲シタル通話ニ對スル度數料ハ其ノ相手方ノ分ト合算シ度數料納付責任者ニ之ヲ課ス

自働式局所屬共同線加入者ハ何レカ其一方向度數料納付責任者ニ定メ雙方連署當該電話官署ニ届出ツヘシ度數料納付責任者ヲ變更スルトキ又同シ

共同線加入者カ前項ノ届出ヲ爲ササルトキ又ハ其ノ届出ヲ爲シタル場合ト雖度數料納付責任者ニ於テ度數料ヲ納付セサルトキハ相手方ノ分ト合算シタル度數料ヲ平分シテ之ヲ各別ニ課ス

同一共同線加入者相互間ノ通話ニ對シテハ度數料ヲ課セス

時事ニ關スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ヲ發行スル新聞社又ハ新聞通信社ノ持主ノ名義ニ屬スル加入電話ニシテ且當該加入者ノ申請ニ依リ所轄逓信局長ニ於テ該事業ノ專用ニ供スルモノト認メタルモノニ對スル度數料ハ市内電話一度毎ニ一錢五厘トス

均一料金制施行地年額

土地ノ種類 甲地 乙地 丙地 丁地 戊地 己地 庚地 辛地 壬地

單獨加入 九十圓 八十二圓 七十四圓 六十六圓 六十圓

共同線加入 六十圓 五十五圓 五十圓 四十五圓 四十圓

連接加入 三十四圓 三十四圓 三十四圓 三十四圓 三十四圓

二 加入登記料、名義書換料及電話番號簿記載料

土地 種別 甲地 乙地 丙地 丁地 戊地 己地 庚地 辛地 壬地

加入登記料 單獨加入及共同線加入 二十圓 二十圓 十五圓 十五圓 十三圓 十圓 十圓 五圓 五圓

名義書換料 重復掲載一人名義 八圓 八圓 六圓 六圓 四圓 四圓 二圓 二圓 二圓

電話番號簿記載料 重復掲載一人名義 六圓 五圓 四圓 三圓 三圓 十錢 二圓 一圓五十錢 一圓五十錢

載料年額 甲種 乙種 丙種 丁種 戊種 己種 庚種 辛種 壬種

一圓五十錢 二圓 一圓五十錢 一圓 一圓 五十錢 五十錢 五十錢

三 附加使用料

一 設備ノ障碍又ハ電話官署ノ過失ニ因リ
電話ノ中途ニ於テ電話不能トナリタルト
キ

二 電話通話規則第十二條又ハ無線電話通
信規則八條ニ依リ接續ヲ中斷シタルト
キ

第五十九條 電話使用料及附加使用料ハ年額
ヲ四分シ左ニ掲クル四期ノ別ニ從ヒ每一期
分ヲ其ノ期ノ初月末日迄ニ之ヲ當該電話官
署ニ納ムヘシ但シ年度數料金制施行地ニ於ケ
ル年度數料ハ每一期分ヲ其ノ次期ノ初月末日
迄ニ納ムヘシ

第一期 四月一日ヨリ六月三十日迄
第二期 七月一日ヨリ九月三十日迄
第三期 十月一日ヨリ十二月三十一日迄
第四期 一月一日ヨリ三月三十一日迄

第六十條 電話開通カ前條各期ノ中途ナルト
キハ其ノ初期ノ電話使用料及附加使用料ハ
電話開通ノ日ヨリ起算シ其ノ期ノ末日ニ至
ル迄ノ日數ニ應シ年額金ノ日割ヲ以テ開通
ノ日ヨリ十五日以内ニ當該電話官署ニ之ヲ
納ムヘシ其ノ加入後新ニ附加使用料ヲ納ム
ヘキトシ合亦同シ

第六十一條 電話官署ノ過失ニ因リ徵收シタ
ル過納及誤納ノ料金ハ請求ニ依リ之ヲ還付
ス

第五十九條各期ノ中途ニ於テ電話使用料又
ハ特別加入ノ附加使用料ニ差額ヲ生シタル
トキハ其ノ期分ハ年額金ノ差額ヲ基トシ日
割ヲ以テ還付シ不足額ヲ算出シ過額ハ請求ニ
依リ之ヲ還付シ不足額ハ異動ノ日ヨリ十五
日以内ニ之ヲ徵收ス特別加入ノ附加使用
料力増加之ヲ徵收ス又ハ第四十一條ニ因
リ附加使用料力減少スヘキ場合亦之ニ準ス
第五十九條各期ノ中途ニ於テ第二十一條ノ
變更シタル場合ニ於ケル前項ノ不足額ハ之
ヲ徵收セス

第六十二條 加入者第四十三條ノ加入期間内
ニ於テ加入ヲ取消シ若ハ取消サレタルトキ
シタルトキハ除名セラレタルトキ又ハ加入料未
納額ヲ一時ニ納ムヘシ

加入者第四十四條ノ取消請求期限ヲ過キテ
加入取消ノ請求ヲ爲シタルトキ又ハ第六十
九條第三項ノ場合ニ於テ當該加入期ノ末日
ヨリ十五日以前ニ第七條第二項第二十七條
第二項第三十五條ノ請求若ハ申請ヲ爲ササ
ルベキハ其ノ次期ニ屬スル電話使用料及附
加使用料ヲ納ムヘシ

第六十三條 電話番號簿掲載料ハ會計年度
ノ初月一日ヨリ十日迄ニ當該電話官署ニ之
ヲ納ムヘシ但シ掲載初年度ノ料金ハ當該電
話官署ノ指定シタル日迄ニ之ヲ納ムヘシ

第六十四條 名義書換料及機械移轉料ハ其ノ
請求ヲ爲ストキ又加入登記料及電話線接續
料ハ當該電話官署ノ指定スル期日迄ニ之ヲ

第六十五條 電話ニ關スル料金ハ特ニ定ムル
場合ヲ除クノ外通貨ヲ以テ納ムヘシ但シ名
義書換料及機械移轉料ハ郵便切手ヲ以テ納
ムヘシ

第六十六條 左記ノ場合ニ於ケル加入登記料
ハ加入申込者ノ請求ニ依リ之ヲ還付ス
一 第二十六條ニ依リ加入申込ノ消滅シタ
ルトキ
二 第四十八條ニ依リ加入申込ヲ取消シタ
ルトキ
三 加入申込者法人ニシテ解散ノ爲加入申
込ヲ取消シタルトキ
四 申込後二年ヲ經過シタル加入申込ヲ取
消シタルトキ

第六十七條 左記ノ場合ニ於ケル電話使用料
及附加使用料ハ年額金ノ日割ヲ以テ之ヲ免
除ス但シ其ノ料金既納ニ係ルトキハ加入者
ノ請求ニ依リ之ヲ還付ス
一 第二十五條ニ依リ共同線加入ノ電話取
扱ヲ休止シタルトキハ其ノ休止中ニ係ル
モノ
二 第二十六條ニ依リ加入消滅シタルトキ
又ハ第四十八條ニ依リ加入ヲ取消シタル
トキハ其ノ加入消滅又ハ加入取消ノ翌日
以後ニ係ルモノ
三 加入者ノ故意又ハ過失ニ因ラスシテ電
話不通十五日以上ニ涉リタルトキ其ノ不
通期間ニ係ルモノ但シ加入者復舊工事ノ
延期ヲ請求シタルトキハ其ノ日數ヲ除ク
前項第三號不通ノ日數ハ當該電話官署ニ於
テ其ノ事故ヲ認メタル日ヨリ起算ス
第六十八條 左記各號ノ料金ハ之ヲ免除ス但
シ料金既納ニ係ルトキハ加入申込者又ハ加
入者ノ請求ニ依リ之ヲ還付ス
一 第十八條乃至第十九條ノ三ニ依ル請求
ヲ其ノ掲載手續著手前ニ於テ取消シタル
場合ノ電話番號簿掲載料
二 第二十三條ニ依ル請求ヲ其工事著手前
ニ於テ取消シタル場合ノ機械移轉料
三 第五十二條第二項又ハ第五十六條第二
項ニ依リ電話線接續料ヲ納ムヘキ事實カ
其ノ工事著手前ニ於テ消滅シタル場合ノ
電話線接續料

第六十九條 加入者第四十三條ノ加入期間内
ニ於テ加入ヲ取消シ若ハ取消サレタルトキ
又ハ加入ヨリ除名セラレタルトキト雖其ノ
期間内ニ屬スル電話使用料ハ之ヲ免除セス
第七十九條又ハ第八十條ニ依リ電話ヲ停止
セラレタルトキハ其ノ停止期間中ノ電話使
用料及附加使用料ハ之ヲ免除セス

第六十條 電話開通カ前條各期ノ中途ナルト
キハ其ノ初期ノ電話使用料及附加使用料ハ
電話開通ノ日ヨリ起算シ其ノ期ノ末日ニ至
ル迄ノ日數ニ應シ年額金ノ日割ヲ以テ開通
ノ日ヨリ十五日以内ニ當該電話官署ニ之ヲ
納ムヘシ其ノ加入後新ニ附加使用料ヲ納ム
ヘキトシ合亦同シ

第六十一條 電話官署ノ過失ニ因リ徵收シタ
ル過納及誤納ノ料金ハ請求ニ依リ之ヲ還付
ス

第五十九條各期ノ中途ニ於テ電話使用料又
ハ特別加入ノ附加使用料ニ差額ヲ生シタル
トキハ其ノ期分ハ年額金ノ差額ヲ基トシ日
割ヲ以テ還付シ不足額ヲ算出シ過額ハ請求ニ
依リ之ヲ還付シ不足額ハ異動ノ日ヨリ十五
日以内ニ之ヲ徵收ス特別加入ノ附加使用
料力増加之ヲ徵收ス又ハ第四十一條ニ因
リ附加使用料力減少スヘキ場合亦之ニ準ス
第五十九條各期ノ中途ニ於テ第二十一條ノ
變更シタル場合ニ於ケル前項ノ不足額ハ之
ヲ徵收セス

第六十二條 加入者第四十三條ノ加入期間内
ニ於テ加入ヲ取消シ若ハ取消サレタルトキ
シタルトキハ除名セラレタルトキ又ハ加入料未
納額ヲ一時ニ納ムヘシ

第五十九條 各期ノ中途ニ於テ附加使用料カ減少又ハ消滅スヘキ事實ヲ生シタル場合ト雖其ノ期ニ屬スル分ハ之ヲ免除セス但シ第六十一條第二項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七十條 第六十一條第六十六條第六十七條又ハ第六十八條ニ依ル料金ノ還付請求ハ當該電話官署ニ之ヲ爲スヘシ其ノ請求期間左ノ如シ
一 第六十六條ニ依ル場合ハ加入申込消滅又ハ取消ノ日ヨリ六十日間
二 第六十一條又ハ第六十七條ニ依ル場合ハ料金納付ノ日ヨリ五月間
三 第六十八條ニ依ル場合ハ料金納付ノ日ヨリ六十日間

第七十一條 電話ニ關スル料金ノ還付ハ通貨ヲ以テ納メタルモノハ通貨郵便切手ヲ以テ納メタルモノハ郵便切手ヲ以テスヘシ
第七十二條 加入者ノ使用ニ供スル電話線電話機及附屬物品ハ電話官署ニ於テ之ヲ設備ス但シ第四條ニ依リ電話線路ノ引渡ヲ爲サシムル場合又ハ第三十一條ニ依リ加入申込者又ハ加入者ヲシテ増設電話機ノ設備及維持ヲ爲サシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス
前項ニ依リ電話官署ニ於テ設備スヘキ電話線、電話機及附屬物品ヲ加入者又ハ電話機設置家屋ノ所有者其ノ他ノ利害關係者ニ於テ供給セムトスルトキハ第三十一條ニ依ル場合ヲ除クノ外當該電話取扱局ヲ經テ所轄通信局長ニ申請シ其ノ許可ヲ受クヘシ所轄通信局長ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項ノ認可ヲ取消コストアルヘシ

第七十二條ノ二 逓信大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ火災ニ際シ消防官署ヲシテ加入者ノ使用中ニ非サル加入回線ニ電話機ヲ接続シテ火災消防上緊急ヲ要スル通話ヲ爲サシムルコトアルヘシ
前項ノ場合ニ於テ當該加入者ハ該通話ヲ妨クルコトヲ得ス

第七十三條 電話官署ハ吏員ヲ派遣シ電話機設置ノ邸宅又ハ構内ニ在ル電話線電話機及附屬物品並第三十八條ニ依ル記録等ヲ點檢シ又ハ交換取扱等ニ關スル指示ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證據ヲ携帶セシムヘシ

第七十四條 電話官署ハ加入者ノ使用ニ供スル電話線、電話機及附屬物品ヲ撤去シ又ハ移轉スル場合ニ於テ其ノ電線、機械等ノ裝置シアリタル造替物ヲ原形ニ修復スルノ責ニ任

セス
第七十五條 加入者ノ故意又ハ過失ニ因リ其ノ使用ニ供スル電話機設置ノ邸宅若ハ構内ニ在ル電話線、電話機及附屬物品ヲ亡失毀損シタルトキ又ハ第七十八條ニ違反スル所爲ニ因リ復舊工事ヲ要スルトキハ加入者ニ於テ其ノ補充又ハ修繕ニ要スル費用ヲ辨償スヘシ

第七十六條 加入者ハ報酬ヲ受ケ其ノ使用ニ供スル電話機ヲ他人ノ用ニ供シ又ハ報酬ヲ受クル者ニ之ヲ貸與スヘカラス
第七十七條 本加入者連接加入者及共同線加入者ハ當該電話官署ノ指示スル機械特殊取扱方法ニ從ヒ相手方加入者ノ通話ニ關シ妨害トナルカ如キ所爲アルヘカラス

第七十八條 加入者ハ其ノ使用ニ供スル電話機設置ノ邸宅又ハ構内ニ在ル電話線電話機及附屬物品ヲ濫リニ取外シ若ハ移轉シ又ハ裝置方法ヲ變更シ若ハ之ヲ分解スヘラス但シ水火其ノ他ノ事變ニ際シ保護ノ目的ニ出テタル場合ハ此限ニ在ラス
加入者ハ其ノ使用ニ供スル電話機設置ノ邸宅又ハ構内ニ在ル電話線、電話機及附屬物品ニ對シ濫リニ他ノ線條機械等ヲ連結スヘカラス

第七十九條 加入者電話使用料、附加使用料、電話番號簿掲載料又ハ通話ニ關スル料金ヲ規定ノ期日迄ニ納付セサルトキ又ハ第七十五條ノ補修費ヲ辨償セサルトキハ其ノ滞納ノ期間通話ヲ停止スヘシ
左記各號ノ一ニ該當スル加入申込者又ハ加入者本令又ハ電話官署ノ指示ニ從ハサルトキハ其ノ通話ヲ停止シ又ハ第三十四條若ハ第四十條ニ依ル許可ヲ取消スヘシ

一 第三十一條ニ依リ増設電話機ノ設備及維持ヲ爲スモノ
二 第四十條ニ依リ私設電話機等ヲ接続スルモノ
三 第三十二條ニ依リ交換ノ取扱ヲ爲スモノ

第八十條 前條ニ依ル通話停止期間三十日以上ニ及ヒタルトキ又ハ其ノ停止度數一年三回以上ニ及ヒタルトキハ加入ヨリ除名スルコトアルヘシ
加入者故ナク第七十三條ノ點檢ヲ拒ミタルトキ又ハ第七十六條乃至第七十八條ニ違反シタルトキハ六月以内通話ヲ停止シ又ハ加入ヨリ除名スヘシ

第七十三條ノ二 逓信大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ火災ニ際シ消防官署ヲシテ加入者ノ使用中ニ非サル加入回線ニ電話機ヲ接続シテ火災消防上緊急ヲ要スル通話ヲ爲サシムルコトアルヘシ
前項ノ場合ニ於テ當該加入者ハ該通話ヲ妨クルコトヲ得ス

第七十四條 電話官署ハ加入者ノ使用ニ供スル電話線、電話機及附屬物品ヲ撤去シ又ハ移轉スル場合ニ於テ其ノ電線、機械等ノ裝置シアリタル造替物ヲ原形ニ修復スルノ責ニ任

第七十五條 加入者ノ故意又ハ過失ニ因リ其ノ使用ニ供スル電話機設置ノ邸宅若ハ構内ニ在ル電話線、電話機及附屬物品ヲ亡失毀損シタルトキ又ハ第七十八條ニ違反スル所爲ニ因リ復舊工事ヲ要スルトキハ加入者ニ於テ其ノ補充又ハ修繕ニ要スル費用ヲ辨償スヘシ

第七十六條 加入者ハ報酬ヲ受ケ其ノ使用ニ供スル電話機ヲ他人ノ用ニ供シ又ハ報酬ヲ受クル者ニ之ヲ貸與スヘカラス
第七十七條 本加入者連接加入者及共同線加入者ハ當該電話官署ノ指示スル機械特殊取扱方法ニ從ヒ相手方加入者ノ通話ニ關シ妨害トナルカ如キ所爲アルヘカラス
第七十八條 加入者ハ其ノ使用ニ供スル電話機設置ノ邸宅又ハ構内ニ在ル電話線電話機及附屬物品ヲ濫リニ取外シ若ハ移轉シ又ハ裝置方法ヲ變更シ若ハ之ヲ分解スヘラス但シ水火其ノ他ノ事變ニ際シ保護ノ目的ニ出テタル場合ハ此限ニ在ラス
加入者ハ其ノ使用ニ供スル電話機設置ノ邸宅又ハ構内ニ在ル電話線、電話機及附屬物品ニ對シ濫リニ他ノ線條機械等ヲ連結スヘカラス
第七十九條 加入者電話使用料、附加使用料、電話番號簿掲載料又ハ通話ニ關スル料金ヲ規定ノ期日迄ニ納付セサルトキ又ハ第七十五條ノ補修費ヲ辨償セサルトキハ其ノ滞納ノ期間通話ヲ停止スヘシ
左記各號ノ一ニ該當スル加入申込者又ハ加入者本令又ハ電話官署ノ指示ニ從ハサルトキハ其ノ通話ヲ停止シ又ハ第三十四條若ハ第四十條ニ依ル許可ヲ取消スヘシ
一 第三十一條ニ依リ増設電話機ノ設備及維持ヲ爲スモノ
二 第四十條ニ依リ私設電話機等ヲ接続スルモノ
三 第三十二條ニ依リ交換ノ取扱ヲ爲スモノ

第八十一條 前條ニ依リ加入ヨリ除名セラレタル者ハ其ノ除名ノ日ヨリ一年ヲ經過スルニ非サレハ再ヒ同一ノ加入區域内ニ於テ加入申込又ハ加入ヲ爲スコトヲ得ス

第八十二條 電話官署ハ電話交換ヨリ生スル一切ノ事故ニ對シ其ノ責ニ任セス

附 則

第八十三條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第八十四條 第五十四條第一項及第二項ノ規定ハ當分ノ内官廳ノ加入ニ係ル電話ニ關シ之ヲ適用セス

第八十五條 大正七年^{六月}逓信省令第四十號附則第二項ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有ス

第八十六條 明治三十三年^{九月}逓信省令第六十六號ハ之ヲ廢止ス

第八十七條 明治三十三年^{九月}逓信省令第六十六號ニ依リ加入シタル電話及本令施行前舊電話規則第二十五條ノ一又ハ第二十五條ノ二ニ依リ加入區域外ヨリ加入シタル電話ハ第三條第二項ニ依リ加入シタルモノト看做ス但シ特別加入ニ對スル附加使用料ノ率ニ關シテハ本令施行ノ日ヨリ起算シ十年間仍從前ノ例ニ依ル前項ニ依ル加入者本令施行後第四十五條第二項ニ依リ加入名義ヲ變更シ又ハ當該電話取扱局ノ加入區域外ニ於テ邸宅外又ハ樞外ニ電話機ヲ移轉シタルトキハ逓信大臣ニ於テ特ニ已ムヲ得サル事情アリト認ムル場合ヲ除ク外同項但書ノ規定ヲ適用セス

第八十八條 本令施行前加入回線ニ接続シタル官廳用私設及市内専用電話機ノ設備カ本令ノ規定ニ適合セサルモノト認ムルトキハ之ヲ改修セシメ其ノ維持方法、交換取扱方法等ヲ變更セシムルコトアルヘシ

第八十九條 前條ノ加入者ハ第五號書式第七號及第十一號ノ事項ニ關シ第三十五條第二項ニ準スル届出ヲ爲スヘシ

第九十條 大正十四年度以降ニ於ケル第十一條第五號ノ共同線及連接加入ノ申込又ハ之ニ依リ開通シタル電話竝同年度以降ニ於テ第二十一條第五號ニ依リ單獨加入ニ變更シタル電話ニ關シテハ第十二條又ハ第二十二條ノ規定ヲ適用セス

(書式省略)

ハ、逓信省令第十五號(昭和三年三月二十四日)

電話規則中一部改正ノ件

第二條中「二町」ヲ「二百二十メートル」ニ改ム

第三條中「二里」ヲ「八百キロメートル」ニ「里程」ヲ「距離」ニ改ム

第五十八條第一項第三號及第四號中「町程」町」ヲ「距離百十メートル」ニ「町程」ヲ「距離」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前加入シタル電話ノ第五十八條第一項第三號ニ依ル特別加入ニ對スル附加使用料ノ算定ニ關シテハ本令施行ノ日ヨリ起算シ一年間仍從前ノ例ニ依ル但シ該加入者本令施行後加入名義ヲ變更シ又ハ當該電話局ノ普通加入區域外ニ於テ邸宅外若ハ樞外ニ電話機ヲ移轉シタルトキハ此限ニ在ラス

ニ、電話加入申込制限ノ件

電話規則ニ依ル加入申込ハ當分ノ内同規則第十一條第一號ニ依リ特急架設ヲ爲スモノ、同條第五號ニ依ル費用又ハ物件ノ寄附ヲ許可スルモノ、電話至急開通規則第四條ノ申請ヲ受理シタルモノ及當該會計年度内ニ於テ開通スヘキ共同線加入又ハ連接加入ノ申込ニ限リ之ヲ受理ス

本令ハ公布ノ日(大正八年六月七日)ヨリ之ヲ施行ス

ホ、電話特別開通規則(昭和三年六月二十三日現行)

- 第一條 電話規則ニ依ル單獨加入ヲ爲サムトスル者ハ本令ノ定ムル所ニ依リ電話ノ設備費(以下設備費ト稱ス)ヲ納付シ特別開通ノ申請ヲ爲スコトヲ得
- 前項ノ設備費ノ額ハ選信大臣ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 特別開通ノ電話ハ當該會計年度ノ工事トシテ之ヲ開通セシム
- 第三條 特別開通ヲ爲スヘキ電話官署開通豫定敷設備費及特別開通申請受付期間ハ別ニ之ヲ公示ス
- 第四條 特別開通ノ申請ヲ爲サムトスル者ハ電話特別開通申請書ヲ當該電話官署ニ差出スヘシ
- 第五條 特別開通申請ノ受理ハ左ノ各號ノ區別ニ依ル但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
 - 一 公益上ノ必要アリト認メラルモノ
 - 二 電話規則ニ依ル加入申込者カ該加入申込ニ對シ特別開通ヲ希望スルモノ
 - 三 其ノ他ノモノ
- 前項各號ノ區別ニ依ル申請受理豫定敷ハ第三條ノ事項ト共ニ之ヲ公示ス
- 第六條 前條第一項第一號ニ依ルモノハ總申請ノ中ヨリ所轄選信局長ニ於テ認定シ之ヲ受理ス
- 前項ニ依リ受理スルコト能ハサル申請ニシテ前條第一項第二號ニ該當スルモノハ加入申込登記順番ニ依リ之ヲ受理シ其ノ受理豫定敷ヲ超過スル爲受理スルコト能ハサルモノハ之ヲ前條第一項第三號ニ加フ
- 第一項ニ依リ受理スルコト能ハサル申請ニシテ前條第一項第三號ニ該當スルモノカ其ノ受理豫定敷ヲ超過スルトキハ抽籤ニ依リ之ヲ受理ス
- 第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル特別開通ノ申請ハ之ヲ受理セス但シ所轄選信局長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス
 - 一 同一人ニ於テ二箇以上ノ申請ヲ爲ス場合ニ於ケル一箇ヲ除クノ外ノ申請
 - 二 當該會計年度ニ於テ電話規則第九條ノ規定ニ依リ開通スヘキ電話ノ加入申込者又ハ電話規則第二十一條ノ規定ニ依リ單獨加入ニ變更スルコトヲ得ヘキ共同線加入ノ加入者ノ申請

- 八ノ加入者ノ申請
- 三 當該申請者ノ居所住所又ハ業務ニ使用スル場所ニ非サルモノヲ電話機設置場所トスル申請
- 同一ノ邸宅ニ居住シ又ハ同一ノ場屋ヲ使用スル者ハ前項規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同一人ト看做ス
- 工事上ノ都合ニ依リ開通スルコトヲ得サル申請ハ之ヲ受理セス
- 第八條 特別開通ノ申請受理通知後ト雖開通前ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ受理ノ決定ヲ取消ス但シ所轄選信局長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス
 - 一 申請力前條第一項各號ノ一ニ該當スルトキ
 - 二 申請者所在不明又ハ死亡ノ場合ニ於テ管理人又ハ相續人ヨリ何等ノ申出ナキトキ
 - 三 申請者法人タル場合ニ於テ解散シタルトキ
- 第九條 特別開通ノ申請者受理ノ通知ヲ受ケタルトキハ指定期間内ニ設備費ヲ納付スヘシ
- 特別開通ノ申請者ハ電話規則ニ依ル加入申込者カ該加入申込ニ對シ特別開通ヲ希望シタル場合ヲ除クノ外電話規則ニ依ル加入登記料ヲ設備費ト同時ニ(設備費ヲ分納スル場合ニ於テ)納付スヘシ前項ノ場合ニ於テハ電話規則第六條第一項及第十條ノ規定ヲ適用セス
- 第十條 特別開通ノ申請者前條第一項ノ規定ニ依リ設備費ヲ完付セサルトキハ該申請ハ其ノ效力ヲ失フ前條第二項ノ場合ニ於テ加入登記料ヲ納付セサルトキ亦同シ
- 第十一條 特別開通ノ申請者ハ開通前ニ於テ其ノ電話機設置場所ヲ變更シ又ハ受理ノ通知後其ノ申請ヲ取消スコトヲ得ス但シ所轄選信局長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第十二條 設備費ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外之ヲ還付又ハ免除セス
 - 一 電話官署ノ過失ニ因リ過納又ハ誤納ヲ生シタルトキ
 - 二 第八條ノ規定ニ依リ申請受理ノ決定ヲ取消シタルトキ
 - 三 前條但書ニ依リ申請ヲ取消シタルトキ
 - 四 設備費ヲ分納セシメタル場合所轄選信局長ニ於テ既納ノ分納額ヲ還付スヘキ特

別ノ事由アリト認メタルトキ
 前項ノ規定ニ依ル設備費ノ還付ニ關シテハ
 電話規則第六十六條第七十條及七十一條ノ
 規定ヲ準用ス前二項ノ規定ハ第九條第二項
 ノ規定ニ依ル加入登記料ニ付之ヲ準用ス
 第十三條 他人ノ爲ニ自己ノ名義ヲ使用シテ
 特別開通ノ申請ヲ爲スコトヲ得ス
 前項ノ規定ニ違反スルモノト認ムルトキハ
 當該加入又ハ加入申込ハ之ヲ取消ス
 附 則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

電話通話規則

第一條 電話ノ通話(以下單ニ通)ニ關シテハ別段ノ
 規定アル場合ノ外凡テ本令ノ定ムル所ニ依
 ル 但シ同一電話加入區域内ニ於ケル加入
 者相互間通話ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス
 第二條 通話ヲ分チテ左ノ五種トス

一 普通通話 普通通話ニ先タチテ取
 扱フ通話ヲ謂フ

二 至急通話 普通通話料三十錢以上
 ノ通話區域ニ於テ午後
 八時ヨリ翌日午前七時
 迄ノ間ニ取扱ヲ開始ス
 三 夜間普通通話 普通通話料三十錢以上
 ノ通話區域ニ於テ午後
 八時ヨリ翌日午前七時
 迄ノ間ニ夜間普通通話
 ニ先タチテ取扱ヲ開始
 スル通話ヲ謂フ

四 夜間至急通話 別ニ公示スル通話區域
 ニ於テ請求者ノ指定シ
 タル時刻ニ取扱ヲ開始
 スル加入者相互間ノ通
 話ヲ謂フ

五 定時通話 第三條 通話ハ每三分時ヲ以テ一通話時トス
 但シ三分時ニ滿タサルモノト雖モ之ヲ一通
 話時ト看做ス通話時ハ關係電話回線ノ接續
 ヲ爲シ通話ヲ爲シ得ル状態ニ置キタル時刻
 ヲ以テ起算ス

第四條 通話ハ三通話時迄繼續スルコトヲ得
 但シ電話官署ハ豫約新聞通話豫約取引所通
 話又ハ定時通話ノ取扱上必要アル場合ニ於
 テハ二通話時以下ニ止メ又通話ノ際他ニ請
 求者ナキ場合ニ於テハ四通話時以上ヲ繼續
 スルコトヲ得セシム

電話官署ハ通話輻輳ノ際多數ノ通話ヲ請求
 スル者ニ對シ其ノ請求ニ應セサルコトアル
 ヘシ

第五條 各種通話ノ順位ハ特ニ定ムル場合ヲ
 除クノ外左ノ順序ニ依リ同一順序ノ通話ノ
 順位ハ其ノ請求順ニ依ル

- 第一 豫約新聞通話及豫約取引所通話
- 第二 定時通話
- 第三 至急通話及夜間至急通話
- 第四 普通通話及夜間普通通話

定時通話ノ請求者第十三條第二項ニ依ル消滅ノ通告ヲ受ケタルトキ同時ニ同一對話者ニ對シ請求ヲ爲シタル至急通話又ハ夜間至急通話ハ該定時通話ノ請求受付時刻ヲ以テ其ノ受付時刻ト看做ス

第六條 通話區域ハ市内及市外トシ市内通話區域トハ同一電話加入區域ニ屬スルモノヲ謂ヒ市外通話區域トハ其ノ他ノモノヲ謂フ市外通話區域ハ短距離及長距離トシ別ニ之ヲ公示ス 但シ加入者力長距離通話區域ニ屬スル通話ヲ爲シ得ルハ電話規則第七條又ハ特設電話規則第十四條ニ依リ該加入者力之ニ對スル資格ヲ有スル場合ニ限ル

第七條 加入者通話ヲ請求セムトスルトキハ左ノ事項ヲ所屬電話官署ニ申出ツヘシ

- 一 通話種別
 - 普通通話若ハ夜間普通通話ナルトキ(第九條第一項ニ依ル場合ヲ除ク)ハ之ヲ要セス
 - 又定時通話ナルトキハ其ノ指定時刻及通話時數(一通話時ナルトキハ之ヲ要セス)ヲ附加スルコトヲ要ス
- 二 對話地名及對話者電話番号
- 三 請求者電話番号

加入者ニ非サル者通話ヲ請求セムトスルトキハ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外公衆電話所ニ於テスル者ハ前項ノ例ニ準シ其他ノ者ハ通話券ニ前項各號ニ準スル事項ヲ記入シ電話官署ニ之ヲ差出スヘシ

第八條 通話ノ請求ニ關スル前條第一項各號ノ事項ハ附求後之ヲ變更スルコトヲ得ス 但シ普通通話ヲ至急通話又ハ夜間至急通話ニ夜間普通通話ヲ夜間至急通話ニ變更シ又ハ定時通話ノ通話時數ヲ第十條ノ請求時間内ニ於テ増加シ若ハ通話取扱開始ノ通告前ニ於テ減少スルハ此ノ限ニ在ラス

第九條 夜間普通通話又ハ夜間至急通話ノ請求ヲ其ノ取扱時間外ニ於テ爲シ得ルハ該取扱時間前一時間以内ニ限ル 通話順位ノ關係等ニ依リ實際ノ取扱上普通通話力第二條第三號ニ該當スルニ至リタルトキハ關係電話官署ニ於テ夜間普通通話ヲ取扱ハサル場合ヲ除クノ外夜間普通通話トシテ若ハ至急通話力同條第四號ニ該當スルニ至リタルトキハ夜間至急通話トシテ之ヲ

取扱ヒ又夜間普通通話力同條第三號ニ該當セサルニ至リタルトキハ普通通話トシテ若ハ夜間至急通話力同條第四號ニ該當セサルニ至リタルトキハ至急通話トシテ之ヲ取扱

第十條 定時通話ハ前日午後六時以後指定時刻一時間以前ニ之ヲ請求スヘシ 電話官署ハ定時通話ノ請求アリタル旨ヲ成ルヘク速ニ對話者ニ通告ス

第十一條 電話官署ハ電話取扱上ノ都合ニ依リ定時通話ノ指定時刻ヲ前後十五分以内ニ於テ繰上ケ又ハ繰下ケ之ヲ取扱フコトアルヘシ

第十二條 豫約新聞通話豫約取引所通話若ハ定時通話ノ取扱又ハ其ノ他ノ通話ニシテ長距離通話區域ニ屬スルモノノ取扱ヲ開始セムトスルニ方リ關係加入者力他ノ加入者ト市内通話區域ニ屬スル通話中ナルトキハ電話官署ニ於テ其ノ接續ヲ中斷ス

第十三條 通話取扱ヲ開始セムトスルニ方リ關係加入者他ト通話中ナルトキハ前條ニ依リ中斷スル場合ノ外其ノ終了後之ヲ取扱フ定時通話ノ取扱ヲ開始セムトスルニ方リ電話回線ノ故障ニ依リ又ハ前項ニ依リ第十一條ノ時間内ニ通話ヲ開始シ能ハサルトキハ其ノ請求ハ消滅ス此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ請求者ニ通告ス

第十四條 加入者相互間ノ通話ニ關シ左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ請求者ニ對シ通話取消料ヲ課ス但シ第一號及第二號ノ場合ニ於テ通話請求後普通通話及夜間普通通話ハ四十分間又至急通話及夜間至急通話ハ二十分間ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 通話取扱開始ノ通告ニ對シ關係者ノ一方力通話ノ要ナキ旨又ハ不在其ノ他ノ事由ニ因リ通話ヲ爲ササル旨ヲ申出テタルトキ

二 通話取扱開始ノ通告セムトスルニ當リ喚呼ヲ試ムルモ關係者ノ一方ノ應答ヲ得サルトキ但シ關係電話回線ノ故障ニ因ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

三 定時通話ノ請求者通話ノ要ナキ旨ヲ申出テタルトキ

四 第八條但書ニ依リ定時通話ノ通話時數ヲ減少シタルトキ

第十五條 電話官署ニ對話者ヲ呼出シ通話ヲ爲サムトスル者ハ其ノ呼出ヲ請求スルコトヲ得

第十六條 呼出區域ハ別ニ之ヲ公示ス

第十七條 呼出請求者ハ呼出ニ附帶シ被呼者ニ對スル左記指定事項ノ通告ヲ請求スルコトヲ得

- 一 必ス本人ニ限ル
- 二 代人ニテモ差支ナシ
- 三 即時通話ヲ待ツ
- 四 何時迄通話ヲ待ツ
- 五 何處何番電話ヘ通話アレ
- 第十七條 加入者呼出ヲ請求セムトスルトキハ左ノ事項ヲ所屬電話官署ニ申出ツヘシ
- 一 通話種別 普通通話ナルトキハ之ヲ要セス
- 二 通話時數 一通話時ナルトキハ之ヲ要セス
- 三 對話地名及被呼者居所氏名 被呼者艦船内ニ在ル場合 船ニ依リ呼出ヲ要スルトキハ其ノ旨ヲ附加スルトヲ要ス
- 四 指定事項
- 五 請求者ノ電話番號
- 加入者ニ非サル者呼出ヲ請求セムトスルトキハ前項ノ例ニ準シ呼出券ニ相當事項ヲ記入シ電話官署ニ之ヲ差出スヘシ
- 第十八條 呼出請求者ハ呼出ノ取消又ハ其ノ指定事項ノ加除若ハ訂正ヲ前條ノ例ニ準シ請求スルトヲ得
- 前項ノ請求ニ對シテハ呼出料相當額ノ料金ヲ課ス但シ關係電話官署ニ對シ通知前ナルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第十九條 呼出ノ請求ニ關スル第十七條第一項第一號乃至第三號及第五號ノ事項ハ請求後之ヲ變更スルトヲ得ス
- 第二十條 呼出ノ請求ニ對シテハ被呼者居所ヲ呼出區域トシテ受持ツ電話官署ニ於テ左ノ事項ヲ記載シタル前納通話券ヲ發行シ之ヲ被呼者居所ニ配達ス但シ船ノ連絡ヲ要スル艦船ニ配達スヘキモノニシテ船配達ノ請求ナキトキハ郵便ニ依ル
- 一 前納料金額
- 二 通話種別
- 三 通話時數
- 四 被呼者居所氏名
- 五 指定事項
- 六 請求者ノ通話番號 請求者力加入者ニ非サルトキハ其ノ氏名ハ開示ヲ受ケタル電話官署名 及其ノ所屬電話官署名 請求者力加入者ニ非サルトキハ開示ヲ受ケタル電話官署名
- 七 發行年月日
- 第二十一條 呼出ノ取消又ハ其ノ指定事項ノ加除若ハ訂正ノ請求ニ對シテハ前條ノ電話官署ニ於テ其ノ旨ヲ前條ノ例ニ準シ被呼者ニ通知ス但シ前納通話券ヲ配達ニ付スル以前ナルトキハ呼出取消ノ請求ニ對シテハ其ノ配達ヲ停止シ又呼出指定事項ノ加除若ハ

- 訂正ノ請求ニ對シテハ相當處理ノ上之ヲ配達ス
- 前項ニ依リ前納通話券ノ配達ヲ停止シタルトキ其ノ旨ヲ呼出請求者ニ通知ス
- 第二十二條 前納通話券ハ第二十條第二號乃至第六號ノ記載事項如何ニ拘ラス其ノ前納料金額ニ相當スル郵便切手貼付ノ通話券ト同一ニ之ヲ使用スルトヲ得但シ一通ノ前納通話券ヲ以テ數箇ノ通話ヲ爲シ又ハ二通以上ノ前納通話券ヲ以テ一箇ノ通話ヲ爲スコトヲ得ス
- 前納通話券ノ使用期間ハ發行ノ日ヨリ起算シ三十日トス
- 第二十三條 居所不分明其ノ他ノ事故ニ因リ同一呼出區域内ニ於テ前納通話券ヲ被呼者ニ配達スルトコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ呼出請求者ニ通知ス
- 前項ノ前納通話券ハ其ノ使用期間内之ヲ發行セル電話官署ニ保管シ置キ被呼者又ハ呼出請求者ヨリ請求アルトキハ之ヲ交付ス但シ呼出請求者ニ於テ交付ヲ望ムトキハ呼出ヲ請求シタル電話官署ニ對シテ其ノ請求ヲ爲スヘシ
- 第二十四條 被呼者ハ呼出請求者ニ對スル左記應答事項ノ通告ヲ第十七條第二項ノ例ニ依リ請求スルトヲ得
- 一 本人出頭シ難シ
- 二 代人モ差出シ難シ
- 三 何時頃通話スヘシ
- 四 別途通信スヘシ
- 五 何處何番電話ニ對シテ通話スヘシ
- 前項ノ請求ニ對シテハ呼出料相當額ノ料金ヲ課ス第一項ノ請求ニ關シテハ第二十二條ノ例ニ依リ前納通話券ヲ使用スルトヲ得
- 第二十五條 前條ノ請求ニ對シテハ呼出ノ請求ヲ受ケタル電話官署ニ於テ其ノ旨ヲ呼出請求者ニ通知ス但シ加入者ニ非サル呼出請求者力該電話官署ニ在ラサル場合其ノ呼出區域外ニ通知ヲ要スルトキ又ハ其呼出區域内ニ於テ船ノ連絡ヲ要スル艦船ニ通知ヲ要スルモ船配達ノ請求ナキトキハ郵便ニ依ル
- 第二十六條 通信大臣ニ於テ必要ト認ムル通信事務上ノ通話ニ關シテハ無料トス
- 電話機ノ故障其他ノ電話障事故ニ關シ公衆ヨリ電話官署ニ對スル市内通話ハ無料トス別ニ告示スル火災報知ノ爲公衆ヨリ消防官署ニ對シテ爲ス市内通話亦同シ

話官署ニ對シテ之ヲ爲スヘシ其ノ期間ハ前
項第一號ノ場合ハ料金納付ノ日ヨリ又第二
號乃至第七號ノ場合ハ該取扱請求ノ日ヨリ
起算シ六十日トス第一項第六號ノ料金還付
ヲ請求スルトキハ不用前納通話券ヲ請求書
ニ添附スヘシ

附 則

第三十一條 本令ハ大正三年十二月一日ヨリ
之ヲ施行ス

第三十二條 明治三十三年^七逓信省令第四十
號電話呼出規程及明治四十一年^三逓信省令

第十三號ハ之ヲ廢止ス

ト、電話火災報知ノ件

左ノ地域内ニ於ケル出火ニ際シ電話ニ依リ之
ヲ消防官署ニ報知セムトスルトキハ自働式局
所屬ノ電話機ニ依ル場合ハ別ニ定ムル火災報
知用電話番號ヲ用ヒ直接消防官署ト通話ヲ爲
シ又手働式局所屬ノ電話機ニ依ル場合ハ所屬
交換取扱局ヲ呼出シ單ニ「火事」ト告クヘシ但シ
警鐘前ニ限ル
交換取扱局ニ於テ前項後段ノ申出ヲ受ケタル
トキハ取扱上支障ナキ限リ最先順位ヲ以テ便
宜ト認ムル消防官署ニ接續通話セシム
東京市内(他ノ地名又ハ局名ハ關係ナキニ付
之ヲ省略ス)

機械種類

普通電話機ヲ甲號卓上電話機ニ變更
 普通電話機ヲ乙號卓上電話機ニ變更
 乙號卓上電話機ヲ甲號卓上電話機ニ變更
 増設ノ筒形又ハ時計形受話機ヲ戴頭受話機ニ變更
 交換機又ハ轉換器

一筒毎ニ 二十五圓
 一筒毎ニ 二十圓
 一筒毎ニ 十五圓
 一筒毎ニ 五圓
 實 費

二 回線設備料

創 設 一回線百十米迄毎ニ
 移 轉 一回線百十米迄毎ニ

出願者カ物件ヲ
 寄附セザル場合 二十圓
 出願者カ物件ヲ
 寄附スル場合 七圓

三 機械維持料

電話機 普通 一筒毎ニ年額 六圓
 卓上 一筒毎ニ年額 二十圓
 筒形又ハ時計形 一筒毎ニ年額 十四圓
 戴頭 一筒毎ニ年額 四圓

同一ノ邸宅又ハ構内ニ六箇以
 上ヲ設置スルトキハ五箇ヲ超
 ユル分ハ一筒毎ニ一圓ヲ減シ
 十箇ヲ超ユル分ハ一筒毎ニ二
 圓ヲ減ス

増設受話器 一筒毎ニ年額 二圓
 増設電鈴 一筒毎ニ年額 二圓
 交換機 一筒毎ニ年額 三十圓
 轉換器 一筒毎ニ年額 二圓

〔按續五回線ヲ超ユルトキ
 ハ〕回線毎ニ三圓ヲ加フ

四 回線維持料

一回線五百五十米迄年額

十五圓

五百五十米ヲ超ユルトキハ
 五百五十米以内ヲ増毎ニ十
 圓ヲ加フ

移轉ノ場合ニ於ケル回線設備料ハ移轉ノ爲
 新設ヲ要スル部分ノ距離ニ對シテ之ヲ課ス
 但シ新設部分ノ距離カ不用部分ノ距離ヲ超
 ユルトキハ超過距離ニ對スル回線設備料ハ
 創設ノ率ニ依ル單ニ電話回線ヲ延長スル場
 合亦同シ

同一構内ニ止マル同一専用電話ノ回線ハ二
 箇以上アル場合ト雖回線設備料及維持料徴
 收上一回線ト看做ス、

同一邸宅内ニ止マル回線ニ對シテハ回線設
 備料及回線維持料ヲ課セス

回線距離ハ所轄通信局長ノ定ムル所ニ依ル
 第十條 前條第一項第三號及第四號ノ料金ハ

年額ヲ四分シ左ノ區別ニ從ヒ毎期分ヲ其ノ
 期ノ初十日以内ニ所轄通信局長ノ指示スル
 電話官署ニ納ムヘシ

第一期 四月一日ヨリ六月三十日迄
 第二期 七月一日ヨリ九月三十日迄
 第三期 十月一日ヨリ十二月三十一日
 迄

第四期 一月一日ヨリ三月三十一日迄
 前項各期ノ中途ニ於テ専用電話ノ全部若ハ
 一部ヲ開通シタルトキ又ハ第八條ニ依ル使

用停止ヲ解除シタルトキハ其ノ期分ノ料金
 ハ年額ノ日割ヲ以テ計算シ所轄通信局長ノ
 指定スル期日迄ニ之ヲ納ムヘシ

第十一條 前條各期ノ中途ニ於テ電話機ノ種
 類若ハ其ノ設置場所ノ變更等ニ因リ料金ニ
 異動ヲ生シタルトキハ年額ノ差額ニ基キ其
 ノ日割ヲ以テ之ヲ計算シ又第八條ニ依リ使
 用ヲ廢止若ハ停止セシメタルトキハ年額ノ
 日割ヲ以テ之ヲ計算ス

前項ノ計算ニ依リ既納額ニ過剩アルトキハ
 請求ニ依リ之ヲ還付シ不足アルトキハ異動
 ノ日ヨリ十日以内ニ之ヲ徵收ス

前項ニ依ル料金還付ハ納付ノ日ヨリ五箇月
 以内ニ當該電話官署ニ之ヲ請求スヘシ

第十二條 專用者第十條各期ノ末日十五日前
 ニ第七條ノ届出ヲ爲ササルトキハ次期ノ分
 ノ料金ヲ徵收スルコトアルヘシ

第十三條 專用者第十條各期ノ中途ニ於テ專
 用電話ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ廢止シタル
 場合ト雖其ノ期分ノ料金ハ之ヲ減免セス第
 十五條ニ依リ専用電話ノ使用許可ヲ取消サ
 レタル場合亦同シ

第十四條 電話規則第六條第三項第二十三條

之ヲ施行ス

リ、岸壁又ハ棧橋ニ繫留スル船舶ト陸上トノ間ノ電話連絡ニ關スル件

第一條 公衆電話ノ用ニ供スル爲岸壁又ハ棧橋ニ繫留スル船舶ト陸上トノ間ノ電話連絡ノ申請ヲ爲サムトスル者ハ適宜ノ方法ニ依リ左ノ事項ヲ受持電話官署ニ申出ツヘシ

一、船舶繫留位置

二、船舶名

三、使用期間 開始及終了ノ日時ヲ明示スルコト

四、申請者ノ氏名又ハ名稱及住居又ハ事務所ノ所在地

前項各號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦前項ノ例ニ依ル

第二條 本令ニ依ル施設ヲ爲スヘキ場所及受持電話官署ハ別ニ之ヲ告示ス

第三條 船舶内ニ裝置スヘキ電話機及附屬物品ノ設備及維持ハ申請者ヲシテ之ヲ行ハシム但シ特別ノ事由アルトキハ申請者ヨリ受持電話官署ヘノ申出ニ依リ所轄選信局ニ於テ其ノ設備及維持ヲ爲スコトアルヘシ

前項ノ規定ニ依リ申請者ニ於テ設備スヘキ電話機及附屬物品ハ別ニ告示スル選信省所定ノ仕様書ニ該當シ又ハ電氣試驗所ノ型式證明ヲ受ケタルモノニ限ル

第四條 申請者ハ左ノ區別ニ依ル料金ヲ受持電話官署ノ指定ニ從ヒ通貨ヲ以テ納付スヘシ

一、使用料 使用期間内一回線毎ニ

一日 一日未滿ハ之ヲ一日ト看做ス 四圓 所轄選信局ニ於テ電話機及附屬物品ノ設備及維持ヲ爲ス場合ニハ尙一圓ヲ附加ス

二、電話通話規則第二十七條ノ規定ニ依ル通話ニ關スル料金

第五條 本令ニ依ル電話機設置場所ハ受持電話官署ノ加入區域内ニ在ルモノト看做ス

第六條 電話規則第六十一條第一項、第七十條、第七十一條、第七十三條乃至第七十六條、第七十八條及第八十二條ノ規定及電話通話規則中加入者ニ關スル規定 同規則第二十八條ノ規定ハ之ヲ本令ニ依ル申請者ニ準用ス

第七條 本令ニ依ル申請者ニ準用ス

第八條 本令ニ依ル申請者ニ準用ス

第九條 本令ニ依ル申請者ニ準用ス

第十條 本令ニ依ル申請者ニ準用ス

第十一條 本令ニ依ル申請者ニ準用ス

第十二條 本令ニ依ル申請者ニ準用ス

第十三條 本令ニ依ル申請者ニ準用ス

第二項第四十五條第二項但書第六十一條第一項第六十五條第六十七條第一項第三號第二項第七十條第七十一條第七十三條乃至第七十五條第七十八條及第七十九條第一項ノ規定ハ之ヲ專用電話ニ準用ス

第十五條 左記各號ノ場合ニ於テハ選信大臣ハ專用電話ノ使用許可ヲ取消スコトアルヘシ

一 出願者所轄選信局長ノ指示スル期間内ニ設備ニ關スル料金ヲ納付セス又ハ第三條ノ寄附行爲ヲ履行セザルトキ

二 專用者專用電話ヲ他人ノ用ニ供シタリト認ムルトキ

三 前條ニ依リ一年三回以上通話ヲ停止セラレタルトキ又ハ使用停止ノ日ヨリ三十日以内ニ滯納ノ料金ヲ納付セザルトキ

四 專用者專用ニ供スル電話機電話回線及其ノ附屬物品ニ他ノ線條機械等ヲ連結シタルトキ

五 專用者專用電話ノ使用ニ關シ所轄選信局長ノ指揮ニ違ハサルトキ

第十五條ノ二 電話加入區域變更ノ爲專用電話ノ機械設置場所カ當該電話加入區域外トナリタル場合ト雖其ノ儘其ノ專用ヲ繼續セシム

第十五條ノ三 選信大臣ニ於テ公益ニ關スル業務ノ執行上必要ト認ムルトキハ法人ニ非ラサル一團體ノ專用ニ供スル爲電話ヲ施設スルコトアルヘシ

前項ノ規定ニ依ル電話ニ付テハ本令ノ規定ヲ準用ス但シ料金ハ第九條第一項ノ規定ニ依ルモノ、外附加專用料ヲ課ス

前項但書ニ依ル附加專用料ハ電話機一箇毎ニ年額三十六圓トス但シ特殊ノ裝置ニ依ル場合ハ之ヲ特定スルコトアルヘシ

第一項ノ規定ニ依ル電話ニ付テハ團體ノ代表者ヲ定メ當該電話ニ關スル料金ノ納付其他一切ノ責ニ任セシム

第十六條 本令ハ官廳ノ電話專用ニ之ヲ準用ス

選信大臣ニ於テ必要ト認ムル通信業務上ノ專用電話ハ無料トス

第十七條 本令施行前電話規則第五十一條ニ依リ同一電話加入區域内ニ於テ電話線專用ノ許可ヲ受ケタル者ハ專用電話使用ノ許可ヲ受ケタル者ト見做シ凡テ本令ヲ適用ス

第十八條 本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ

施行ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

又、町村役場ト電話官署トヲ 連絡スル電話ニ關スル件

第一條 町村役場ト府縣廳トヲ連絡スル爲メ
信大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ町村
ノ申請ニ依リ町村役場ト電話通話事務ノミ
ヲ取扱フ電話官署トヲ接續スル電話場専用
電話トヲ施設スルコトアルヘシ

第二條 役場専用電話ニ依ル通話ハ電話通話
規則ノ適用ニ付テハ加入者ノ通話ト看做ス
役場専用電話ヲ施設スル町村役場ト其ノ所
屬電話官署トノ間ニ於ケル通話ハ之ヲ市内
通話ト看做ス

第三條 役場専用電話ノ所屬電話官署ニ電話
交換業務ヲ開始スルトキハ役場専用電話ヲ
施設スル町村ハ電話交換業務開始ノ日ヨリ
電話規則又ハ特設電話規則ニ依ル加入者ト
爲ルモノトス

第四條 特設電話規則第四條、第五條、第十
四條、第二十條、第二十一條第一項、第四號
及第六號並電話規則第五十九條乃至第六十
一條、第六十五條、第六十九條、第七十條
第七十一條、第七十三條、第七十六條、第
七十八條及第七十九條ノ規定ハ役場専用電
話ニ之ヲ準用ス

第五條 町村役場ト所轄府縣廳 府縣支廳ヲ合ト
ノ通話ノ爲メ特ニ施設スル電話官署間ノ電話
線ノ架設費ヲ町村又ハ府縣ニ於テ負擔シタ
ル場合ニ於テハ其ノ電話線ヲ經由スル當該
町村役場所轄府縣廳間ノ通話ニ付テハ當分
ノ内其ノ通話料ヲ半減ス

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

七、電話託送電報發受心得

電話加入者が其使用の電話機に依つて電報を發受せんとす
るときは(第一號又は第二號書式)豫め東京中央電信局に
左の事項の届出を要します。

- 一 發信又は受信の別
- 二 電話番號
- 三 電話機設置場所
- 四 受信人居所氏名及略號登記を受けたるものは其の略
號(但受信の場合に限る)
- 五 開始年月日

右の届出をなしたる託送電報發受電話加入者(以下單に加
入者と稱す)が名稱變更したる時(第三號書式)電話番號
の變更ありたる時(第四號書式)電話加入から除名せられ

たる時又は託送電報の發受を廢止したる場合(第五號書式)
亦届出を要します。

尚届出をした加入者が三箇月以上託送電報の發受をせぬ時
は託送の時扱を罷めた者と看做して効力を失ひます。

一 電報の發送方

イ 加入者が電話で電報を發信する場合には自働局の
加入者ならば「丸ノ内25211」とお呼びになれば
よし。手働局の加入者ならば先づ局を呼んで「電
報」とお告げになれば局では東京中央電信局の託
送電報係へつなぎます。

係が出ましたならば先づ加入電話番號と加入者名
を告げて後左の順序に依つて電報を通話し領諾を
受けるのです。

和文電報

- 一 電報ノ種類(官報、私報ノ別)
- 二 電報ノ字數
- 三 電報ノ名宛
- 四 指定事項(指定略號ヲ用キス必ス至急、返信料
前納、照校又ハ別使配達ト云フテ下サイ)
- 五 電報ノ本文

- 六 發信人ノ居所氏名
- 七 電報ニツキ注意ヲ要スルトキハ其事項
歐文電報

一 電報ノ種類(官報、私報ノ別)

二 電報ノ語數(有料語數ト實際語數ト違フ場合例
ハハ十五字以上聯記シタ語辭ハ實際一語ヲ有料
ノ方ハ二語ト計算スル此ノ場合ハ有料語數ノ次
ニ實語數ヲ通話スルコト)

三 指定(指定略號ヲ用キス必ス至急、返信料前納、
照校又ハ別使配達ト通話スルコト)

四名宛

五 電報ノ本文

六 發信人ノ居所氏名

七 電報ニ付注意ヲ要スル時ハ其事項

ハ電報は前以て文案を作り字數を計算して置かない
と間違ふ虞があります。

ニ 託送電報を發受する際には暗號其他通話上判明し
難い語辭もありますから左の通話表に依るを便利
と致します殊に電報文は簡略を主とするもので普
通文でも發音の酷似して居る「チとシ」「イとエ」
又は「AとE」「MとN」の如きは往々混同し易く飛
んだ行違を引起す虞がありますから此の通話表に
依つて通話すれば安全です。

二 電報ノ受信方

イ 東京中央電信局で加入者は電報を通話するには先
づ其の加入者の電話番號と加入者名を確めて後左
の順序で通話表に依つて通話致しますから加入者
の方では之を書取つて後領諾の旨を答へて下さい
若し電報の字語數に相違あるか又は不明瞭の點が

ある場合は直に質問して下さい。

和文電報

- 一 電報の種類（官報、私報ノ別）
- 二 電報ノ字數
- 三 發信局所名
- 四 發信番號
- 五 受付月日（當日ノモノハ省略）及時刻
- 六 名宛
- 七 指定事項（至急、返信料前納、照校又ハ別使配達等ト通話シ次ニ其ノ省略ヲ通話ス）
- 八 電報本文
- 九 電報ニ付注意ヲ要スル時ハ其ノ事項

歐文電報

- 一 電報ノ種類（官報、私報ノ別）
- 二 發信局所名
- 三 發信番號
- 四 電報ノ語數（有料語數ト實際ノ語數トニ差異アルトキハ有料語數ノ次ニ實語數）
- 五 受付月日（當日ノモノハ省略）及時分
- 六 指定事項（至急、返信料前納又ハ別使配達等ト通話シ其ノ次ニ指定略號ヲ通話ス

七 名宛

八 電報ノ本文

九 電報ニ付注意ヲ要スル時ハ其事項

三 電報取扱時間外ノ頼信方

電報取扱時間外に於ては至急電報、時間外電報、無線電報の外通常の電報は取扱ひませぬ。

四 返信料前納證書

イ 電信局では加入者に宛てた電報の返信料前納證書は其の發行番號、前納金額及發行月日を電報通話の際通知し置き後三日間は保管します其の三日間に御使用がなければ加入者に送付致します。

加入者に於て前に依り通知を受けた電信局保管中の返信料前納證書を使用せんとする時は先づ其の旨並に證書の番號を通知し次に電報を通話すること

五 尋問、改正及停止方

加入者に於て其の發受した電報に關して尋問、改正又は停止の請求をする時は該電報の索出上必要な事項を通知して下さい。

右に要した料金は精算してから通知します

六 料金

イ 託送電報は發信は電報料金の外一通に付、著信は一通に付差錢宛の電報託送料を要します。

ロ 料金は特に指示する場合を除くの外毎月取纏め翌月の二十日迄に通貨を以て最寄の郵便局へ納付して下さい。但し電話加入から除名せられた時又は託送電報の發受を廢した時は未納の料金は直に納付しなければなりません。

右の納付すべき金額は納入告知書で通知致します。

表 話 通 文 歐

文	Asia のA	Bombay のB	China のC	Denmark のD	
	England のE	France のF	Glasgow のG	HongkongのH	
	India のI	Java のJ	King のK	London のL	
	Mexico のM	Newyork のN	Osaka のO	Peking のP	
	Queen のQ	Roumania のR	Spain のS	Tokio のT	
	Union のU	Victoria のV	West のW	X-ray のX	
	Yap のY	Zero のZ			
字	1 数字のヒト	2 数字のフタ	3 数字のサン	4 数字のヨン	5 数字のゴ
	6 数字のロク	7 数字のナナ	8 数字のハチ	9 数字のキウ	0 数字のマル
記號	● 終點	、 讀點	() 括弧	/ 斜線	
<p>通話方法</p> <p>一 文字ヲ送ルニハ例ヘハ「A」ヲ「AsiaのA」ト通話スルカ如シ</p> <p>二 数字ヲ送ルニハ例ヘハ「1」ヲ「数字ノヒト」ト通話スルカ如シ</p> <p>三 記號ヲ送ルニハ其ノ本来ノ名稱ヲ以テ通話スルモノトス但シ括弧ハ「(」ヲ「右向括弧」ハ「)」ヲ「左向括弧」ト通話スルモノトス</p> <p>四 語ト語ノ中間ニハ「スペース」ト通話スルモノトス</p>					

表 話 通 文 和

號記	字	數	字										文
長音	六	一	ン	ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	夕	サ	カ	ア
			雲南のン	若狭のワ	羅南のラ	大和のヤ	舞子のマ	箱根のハ	名古屋のナ	高田の夕	佐世保のサ	神田のカ	明石のア
、 區切點	七	二	ハ	井	リ		ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
			濁點	井戸のキ	陸前のリ		三島のミ	姫路のヒ	日本のニ	筑後のチ	信濃のシ	北見のキ	岩手のイ
段落	八	三	〇		ル	ユ	ム	フ	又	ツ	ス	ク	ウ
			半濁點		留萌のル	夕張のユ	武蔵のム	福井のフ	沼津の又	敦賀のツ	隅田のス	久留米のク	上野のウ
() 括弧	九	四		エ	レ		メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ
				恵比須のエ	速華のレ		目黒のメ	平和のヘ	根室のネ	天満のテ	横浜のセ	京城のケ	江戸島のエ
〇	五			ヲ	口	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
				尾張のヲ	羅馬の口	吉野のヨ	門司のモ	伯耆のホ	能代のノ	富山のト	宗谷のソ	小倉のコ	大津のオ
<p>通話方法</p> <p>一 文字ヲ送ルニハ例ヘハ「A」ヲ「AsiaのA」ト通話スルカ如シ</p> <p>二 数字ヲ送ルニハ例ヘハ「1」ヲ「数字ノヒト」ト通話スルカ如シ</p> <p>三 記號ヲ送ルニハ其ノ本来ノ名稱ヲ以テ通話スルモノトス但シ括弧ハ「(」ヲ「右向括弧」ハ「)」ヲ「左向括弧」ト通話スルモノトス</p> <p>四 語ト語ノ中間ニハ「スペース」ト通話スルモノトス</p>													

届 書 書 式

用紙半紙

(電話加入者ナラハコノ書式ニヨラレタシ略號登記アルモノハ其ノ略號ヲモ附記セラレタシ)

第一號書式

電報電話託送請求書

電話番號 何 局 何 番

電話機設置場所 市區町村何々何番地

電報規則第五百二十二條ニ依リ右電話機ヲ以テ電報

(發信又ハ著信ノ別)託送仕度及請求候也

年月日

住所 市區町村何丁目何番地

加入者 氏 名

東京中央電信局御中

用紙半紙

(加入者ニアラサルモノハコノ書式ニヨラレタシ略號) (登記アルモノハ其ノ略號ヲモ附記セラレタシ)

第二號書式

電報電話託送請求書

電話番號 何 局 何 番

電話機設置場所 市區町村丁目番地

同居住者氏名 何 某

右居住者ヨリ發信スル(又ハ、ハ著信スル)電報

ヲ電報規則第五百二十二條ニ基キ前記電話機ニ依リ

託送仕度及請求候也

但シ電報料金納付其ノ他一切ノ責任ハ加入者ニ

於テ負擔可仕候

年月日

右加入者

住所 市區町村何丁目何番地

氏名 何 某

東京中央電信局御中

用紙半紙

略號登記アルモノハ其ノ略號ヲモ附記セラレタシ

第三號書式

託送者名義變更届

電報ノ區別 發信(又ハ)受信

電話番號 何 局 何 番

電話機設置場所 市區町村何々丁目番地

右電話加入名義ヲ 年 月 日新名義人ニ變更

仕候ニ就テハ從來ノ電報託送名義モ同一人ニ御變

更相成度當事者連署ヲ以テ及御届候也

市區町村何々丁目番地

年月日 舊名義人 氏 名

市區町村何々丁目番地

新名義人 氏 名

東京中央電信局御中

用紙半紙

第四號書式

電話番號變更届

電報ノ區別 發信(又ハ)受信 舊何何局何番

電話番號 新何何局何番

電話機設置場所 市區町村何々丁目番地

右何々ニ依リ前記ノ通り變更候ニ付自今何局何番

ヲ以テ電報託送可仕此段及御届候也

年月日

市區町村何々丁目番地

右加入者 氏 名

東京中央電信局御中

用紙半紙

略號登記アルモノハ其ノ略號ヲモ附記セラレタシ

第五號書式

電報電話託送廢止届

電報ノ區別 發信(又ハ)受信

電話番號 何 局 何 番

電話機設置場所 市區町村何々丁目番地

右電話機ニ依ル電報託送ヲ廢止仕候ニ付及御届候

也

年月日

市區町村何々丁目番地

右加入者 氏 名

東京中央電信局御中

◇電話番号簿に就て加入者へ◇

古い番号簿を使用せぬこと 新らしい此の番号簿が届きましたら、前の古い番号簿は御使用にならない様に願います。

追加番号簿は先に見ること 追加番号簿が出来たときは、先づそれから見ることにして下さい。

設置場所変更のとき 前設置場所から電話番号簿が引揚げられたときは、移轉後間もなく郵便で番号簿をお送り致します。使用者が紛失されたとき等は其の旨御通知して番号簿の御買求を願います。何の通知もなく番号簿も行かなかつたときは御手数でも加入課へ電話又は書面で御通知を願います。

移轉の場合同じ電話を引續き御使用になる場合は番号簿は御忘れなく新設置場所へ御持ち下さい。

十月二日以後の名義変更場所変更は掲載なし 此の番号簿は四年十月一日現在の加入者を調査して掲載したのでありますから、二日以後に名義又は設置場所の変更をなすつた加入者は掲載してありません。

番号簿の誤謬訂正 編纂校正に就きましては出来るだけ誤謬のない様に注意は致しましたが、萬々一間違があることを御発見の場合は訂正の都合がありますから、成るべく早く書面なり電話で當局加入課(電話丸ノ内23-0421番⁽⁹⁾)へ御申出を願ひます。

他人名義掲載請求 他人の住んで居る家を機械設置場所とする加入者の分は番号簿に掲載しても殆んど其の用をなしませんから、可成「他人名義掲載請求」をなさる事を御奨め致します。

番号簿掲載方 番号簿掲載方に就ては其のある向及「他人名義掲載」「重複掲載」等新規に請求をなさる方は番号簿締切期日までに掲載請求書を御提出下さい。

豫て「他人名義掲載」又は「重複掲載」の請求をしてある方で、都合上御廢めになる場合は其の年の三月十六日までに御申出がないと、次の年度の掲載料を徴収されます